

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

〔総務課〕

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮したまちづくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

〔関係機関〕

防災関係機関は、町及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力する。

〔住民〕

住民は、町及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、県及び他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

〔全 課〕

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物等の適切な処理が求められる。

町は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

1 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定期を明示して行う。
- (5) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物処理

- (1) 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その

発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。

- ア 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。
- イ 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。
- ウ 環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置をとる。

- (2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、立科町建設業連合会に対して「災害時の応急措置に関する協定書」(資料2-9参照)に基づき応援を要請するほか、近隣市町村から応援を求める。

3 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、町のみでは人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

- (1) 町職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合、町は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料2-2参照)に基づき、他の市町村や県に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- (2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料2-2参照)に基づき、職員を派遣する。

第3節 計画的な復興

〔総務課・建設環境課〕

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

1 復興計画の作成

- (1) 町は、被災地域の再建に当たり、より災害に強いまちづくりを目指し、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業が可及的速やかに実施できる内容の計画とする。
- (2) 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する。
- (3) 計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。
- (4) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを考え、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。
- (5) 町は、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、整合性のある計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

- (1) 復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建を図る上からも、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得られるよう努める。
- (2) 防災まちづくりに当たっては、河川等の浸水災害や、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。
ア 公園、広場等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

- イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、耐水性及び各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
- ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。
- オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者ガイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。
- (3) 町は、県と連携して、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

〔住 民〕

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

3 特定大規模災害からの復興

- (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

〔総務課〕

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。

1 資金計画

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 町の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、町の緊急な資金需要に応じるため、関係自治体と緊密な連携のもとに必要資金量を調査し、応急資金の貸付け等を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

〔総務課・町民課・建設環境課〕

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関する説明会等を行い、申込みに必要な、り災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置をとる。

(5) 町外に避難した被災者への支援

町外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付け

町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

3 被災者の労働対策

〔長野労働局〕

- (1) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行う。
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。
- (3) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。
- (4) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとる。
- (5) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

- (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

- (2) 災害援護資金の貸付け

町は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

5 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金部（以下「基金」という。）が行う。）

町は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

- (1) 対象となる災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度 ((2)アに該当)	全壊 ((2)イに該当)	解体 ((2)ウに該当)	長期避難 ((2)エに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の支給申請

申請窓口	町	
申請時の添付書面	基礎支援金	り災証明書、住民票 等
	加算支援金	契約書（住宅の購入、賃借等）等
申請期間	基礎支援金	災害発生日から13月以内
	加算支援金	災害発生日から37月以内

6 租税の徴収猶予及び減免

町は、地方税法又は町税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

7 医療費負担の減免、保険料の減免

町は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。

8 り災証明書の交付

災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

9 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

- (1) 町長は、必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- (3) 住民に対し、たてしなび、CATV、掲示板、広報紙等を活用し、広報を行う。
- (4) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

[企画課・産業振興課]

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

町は、事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設し、県が実施する対策に協力する。

第7節 被災した観光地の復興

[総務課・企画課・産業振興課]

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

1 被災した観光地に対する支援

- (1) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

第13節 給水計画

〔建設環境課〕

飲料水の確保については、清浄な水の確保が可能な配水池、プール等にろ水器を設置して行う。したがって、常日頃より水質等の検査を行い、災害時に備える。

このほか、町は被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、町は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (2) プール等飲料水以外の貯水状況を把握しておく。
- (3) 小売業者等に対して、災害時における飲料水等の供給についての協力を求め、必要に応じて協議する。
- (4) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努める。

〔住 民〕

- (1) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (2) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (3) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。
- (4) ふろの残り湯の活用を習慣づける。

2 飲料水等の供給計画

- (1) 給水車、給水タンクによる給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況、給水拠点をあらかじめ想定しておく。
- (4) 給水タンク、ポリタンク、ポリ袋を確保する。

第1節 非常参集職員の活動

〔全 部 (全課等)〕

町は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

1 職員動員配備体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じ次の配備体制をとる。

配備区分	活動開始基準	活動 内 容	活動 期 間
第一次警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報が発表されたとき。 ○大雨・洪水・大雪・強風・風雪・雷注意報が発表され、災害が発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事態に対処するため、情報収集・伝達を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで。 ○警報等が解除されたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
第二次警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○第一次警戒配備の状況下で町長が必要と認めたとき。 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ○各部局所管する危険箇所等のパトロールを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで。 ○警報等が解除されたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○局地的な災害が発生したとき。 ○激甚な災害が発生するおそれのあるとき。 ○町全域にわたり大規模 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的又は大規模な災害に対処する体制とし、状況に応じて緊急配備に移行し得る体制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで。 ○町長が配備の必要がないと認めたとき。

	な災害が発生するおそれがある場合で、町長が指示したとき。		○他の体制に移行したとき。
緊急配備	○町全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、町長が指示したとき。 ○気象特別警報が発表されたとき。	○町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで。 ○町長が指示したとき。 ○他の体制に移行したとき。

(注) 活動(配備)時間は次の二交代制とする。

- ① 午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 午後5時15分から翌朝の午前8時30分まで

ただし、第一次警戒配備については次のとおりとする。

- ・大雨注意報の発表に伴う配備は、平日の午後5時15分から翌朝午前8時30分までと、週休日及び祝日の終日を自宅待機とする。
- ・暴風雪・大雪警報の発表に伴う配備は、平日の午後8時から翌朝午前8時30分までと、週休日及び祝日の終日を自宅待機とする。

2 各体制ごとの配備要員

部名	所属課等	第一次警戒配備	第二次警戒配備	非常配備	緊急配備
総務部	総務課	4	4	全職員の半数	全職員
	企画課	1	2	全職員の半数	全職員
	議会事務局			全職員の半数	全職員
	会計室			全職員の半数	全職員
住民福祉部	町民課		1	全職員の半数	全職員
農林建設部	産業振興課	1	2	全職員の半数	全職員
	建設環境課	1	2	全職員の半数	全職員
観光部	産業振興課		1	全職員の半数	全職員
教育部	教育委員会		1	全職員の半数	全職員
消防部	消防団		16	32	全職員

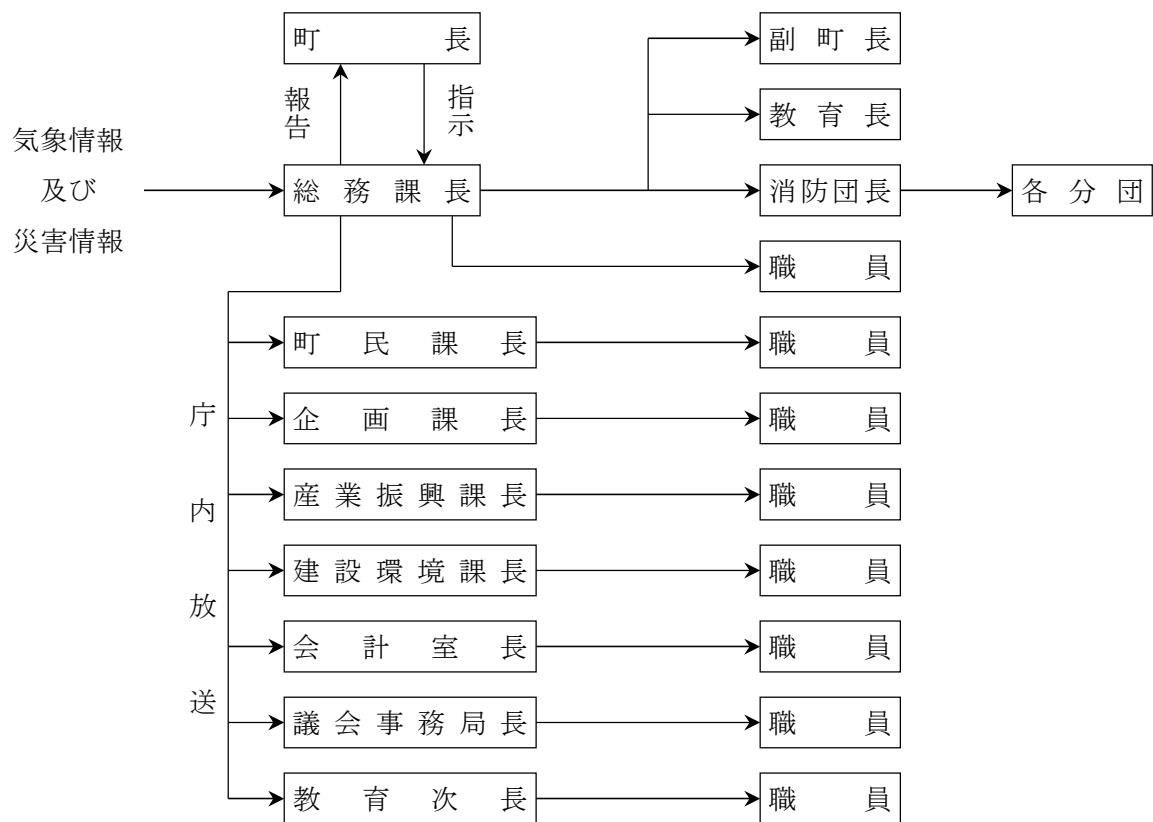
※ 第一次警戒配備及び第二次警戒配備において、町長が必要と認めたとき、配備要員を増員する。対応する職員は、各担当課長等の判断による指名された職員とする。

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

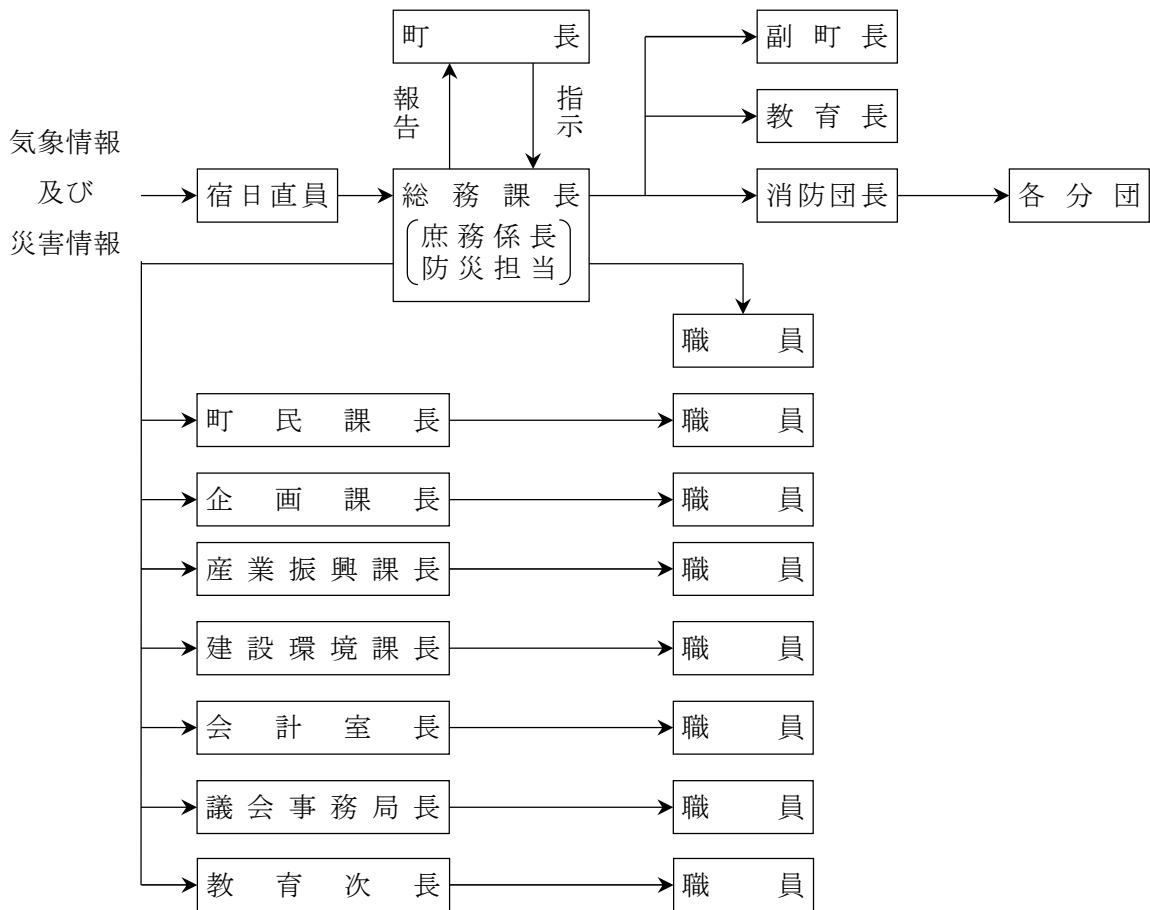
(1) 伝達系統・方法

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次の方法で行う。

○勤務時間内



○勤務時間外



(2) 配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携 行 品	・筆記具 　・携帯ライト 　・携帯ラジオ 　・タオル ・飲料水、食料 　・応急医薬品等
緊 急 措 置	・参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引継ぎ、役場庁舎に直行する。
被害状況報告	・幹線道路等の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況 ・被災者、救助活動の状況 ・ライフラインの状況

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、町内全域にわたって災害が発生したとき、又は局地的な災害であっても、甚大な被害を受けたときには、立科町災害対策本部（以下「町本部」という。）を町役場庁舎内に設置する。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、白樺高原総合観光センターに設置する。

なお、町庁舎は、防災拠点の中核である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理及び飲料水や食料の確保に努める。

(2) 災害対策本部の組織

町本部の組織等は、「立科町災害対策本部条例」（資料1-2参照）に定めるところによる。

ア 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員（各課長、教育次長、消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 本部会議

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

(イ) 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(ウ) 本部員は、災害対策に関し、本部会議に付議する必要があると認めるときは、本部会議の開催を要請することができる。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、町内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

エ 被害数値がおおむね確定したとき。

オ 災害応急対策から災害復旧対策への移行が判断できるとき。

(4) 県等への設置・廃止の通知公表

町災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 課 住 民	府 内 放 送 防災行政無線、たてしなび、 C A T V 、 広 報 車 等	総務課長 総務課長
県 本 部	県 防 災 無 線	総務課長
地 方 部	県 防 災 無 線	総務課長

5 現地災害対策本部の設置

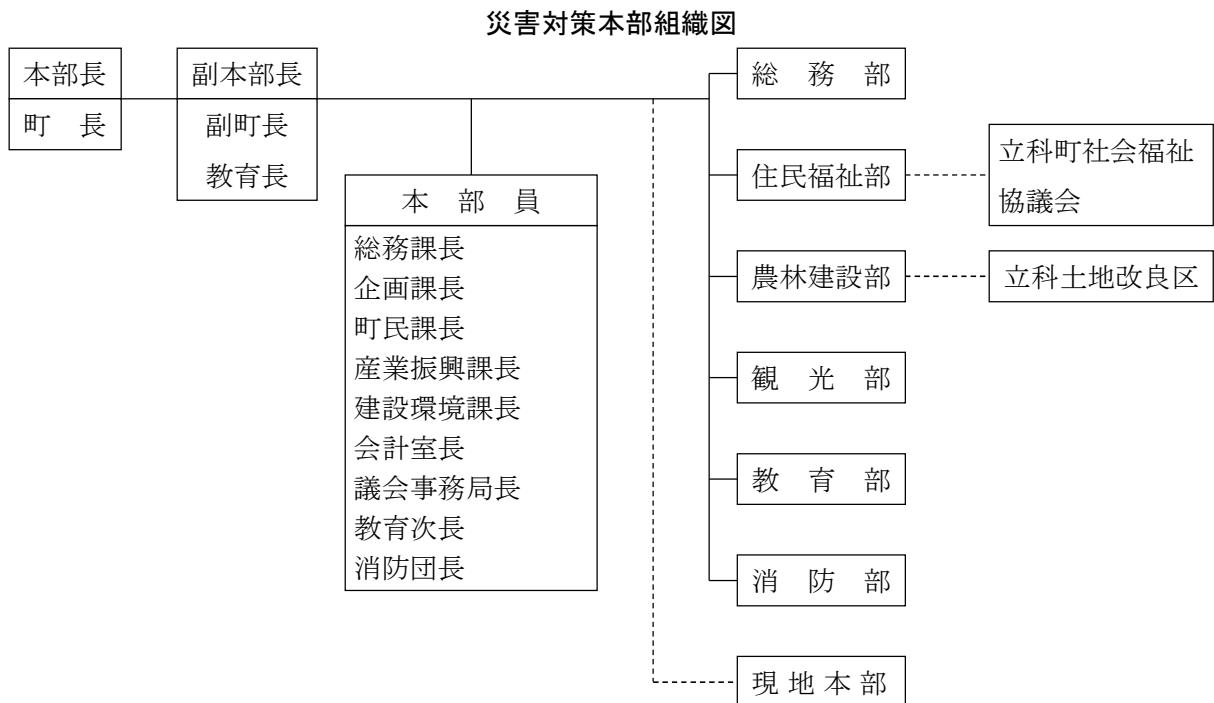
災害の状況により本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。

(1) 現地災害対策本部の開設

- ア 本部長は職員のうちから現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- イ 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。
- ウ 現地災害対策本部には、立科町防災行政無線移動局、N T T 仮設電話等の通信設備を設置して、常に災害対策本部と緊密な連絡をとるものとする。

(2) 現地災害対策本部の責務

- ア 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- イ 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- ウ 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

**災害対策本部組織の担当**

対策部	担当部署
総務部	総務課 企画課 議会事務局 会計室
住民福祉部	町民課
農林建設部	産業振興課 建設環境課
観光部	産業振興課
教育部	教育委員会
消防部	消防団

災害対策本部事務分掌

部 名 (◎部長、○副部長)	事 务 分 掌
総務部 ◎総務課長 ○企画課長 ○議会事務局長 ○会計室長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・各部の総合調整及び連絡に関すること。 ・職員の非常参集及び動員・配置計画に関すること。 ・気象情報の受理、伝達に関すること。 ・被害状況調査の取りまとめ及び県への報告に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・県及び市町村等への応援要請に関すること。 ・ヘリコプターの派遣要請に関すること。 ・災害対策の予算措置に関すること。 ・災害関係経費の出納に関すること。 ・義援金の受付、保管、配分に関すること。 ・車両の配置及び借り上げに関すること。 ・災害に関する各種広報に関すること。 ・報道機関への情報提供に関すること。 ・避難の指示及び避難所の開設に関すること。 ・り災証明書の発行に関すること。 ・商業施設及び生産品の被害状況調査に関すること。
住民福祉部 ◎町民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 ・被災者の安否問い合わせ及び被災者名簿の作成に関するこ と。 ・被災者相談窓口の設置に関すること。 ・遺体の処理及び埋葬に関すること。 ・避難所の運営・管理に関すること。 ・社会福祉施設の保全及び応急措置に関すること。 ・日赤奉仕団、社会福祉協議会、その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 ・ボランティアの受け入れに関すること。 ・応急食料の調達、供給に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・生活必需品の調達、供給に関すること。 ・義援物資の受付、保管、配分に関すること。
農林建設部 ◎建設環境課長 ○産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の災害対策及び被害状況調査に関すること。 ・災害時における病虫害の防除に関すること。 ・農地及び農業用施設の災害対策に関すること。 ・家畜等の被害状況調査に関すること。 ・死亡獣畜の処理指導に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・造林、林業施設及び林産物の災害対策に関すること。 ・農業用水路の被害状況調査に関すること。 ・道路・橋梁の保全及び応急対策に関すること。 ・障害物の除去及び交通規制等応急交通対策に関すること。 ・土砂災害等の応急対策に関すること。 ・河川、水路その他の保全及び応急対策に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。 ・下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 ・災害時の防疫、感染症患者の収容及び公衆衛生に関すること。 ・ごみ、し尿処理に関すること。
観光部 ◎産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 ・観光客の安全確保に関すること。 ・風評害対策に関すること。
教育部 ◎教育次長	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・保育園児の安全確保に関すること。 ・児童生徒等の安全確保に関すること。 ・被災保育園及び園児の応急保育対策に関すること。 ・被災学校及び児童生徒等の応急教育対策に関すること。 ・P T A等教育関係団体との連絡及び協力要請に関すること。 ・災害時における教材器具の調達に関すること。 ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・施設利用者の安全確保に関すること。
消防部 ◎消防団長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動に関すること。 ・河川等水害危険区域の巡視、警戒及び応急復旧対策に関すること。 ・避難誘導に関すること。 ・人命救助に関すること。 ・行方不明者の捜索及び遺体の処理に関すること。

第2節 災害直前活動

[全 部 (全課等)]

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 警報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統」により気象警報・注意報等の伝達活動を行う。

(1) 特別警報発表時の対応

町は県、消防庁、NTTから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、たてしなび、CATV、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(2) 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

ア 町は、関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

イ 町において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

〔関係機関〕

(1) 長野地方気象台等

長野地方気象台等からの気象特別警報・警報・注意報等の発表機関は、別紙1の「警報等の種類及び発表基準」により、気象特別警報・警報・注意報等を発表する。

(2) 放送局

各放送局は、長野地方気象台から気象特別警報・警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行う。

(3) その他防災関係機関

その他の防災関係機関は、気象特別警報・警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

〔住 民〕

次のような異常を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

(2) 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」（以下「避難指示等」という。）を発令するなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- (1) 町は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握し、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (2) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (3) 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。
- (5) 町は、災害時には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。
- (6) 住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）、たてしなび、CATV、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (8) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の

配布、たてしなび、町ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

- (9) 避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (10) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (11) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (12) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、たてしなび、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (13) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、たてしなび、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

3 災害の未然防止対策

町は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用用排水施設、下水道施設等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

(3) 道 路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙1

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

〈特別警報発表基準〉

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	<p>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</p> <p>参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（軽井沢） (令和6年11月1日現在)</p> <p>50年に一度の積雪深：76cm 既往最深積雪深：99cm</p>

[注] 発表に当たっては、指標（土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

（警報・注意報発表基準）

（令和7年5月29日現在）
発表官署 長野地方気象台

立科町	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	佐久地域	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 12
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準 112
	洪水	流域雨量指数基準	番屋川流域=8.2、芦田川流域=6.7
		複合基準	芦田川流域=(5, 6)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	大雨	表面雨量指数基準	5
		土壤雨量指数基準	85
	洪水	流域雨量指数基準	番屋川流域=6.5、芦田川流域=5.3
		複合基準	番屋川流域=(5, 6.5)、芦田川流域=(5, 4.2)

	指定河川洪水予報による基準	—
強風	平均風速	13m/s
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	1 積雪地域の日平均気温が10°C以上 2 積雪地域の日平均気温が6°C以上で日降水量が20mm以上	
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%*	
なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5°C以上高い、又は日降水量が15mm以上	
低温	夏期：平均気温が平年より4°C以上低く、かつ最低気温15°C以下（高冷地で13°C以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14°C以下（高冷地で-21°C以下）	
霜	早霜・晩霜期に最低気温2°C以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合	
着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

*湿度は軽井沢特別地域気象観測所の値

2 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	前項(1)の発表基準に準ずる。

3 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から

発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キクル）で確認する必要がある。

(6) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、龍巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は龍巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、龍巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる龍巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

4 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。

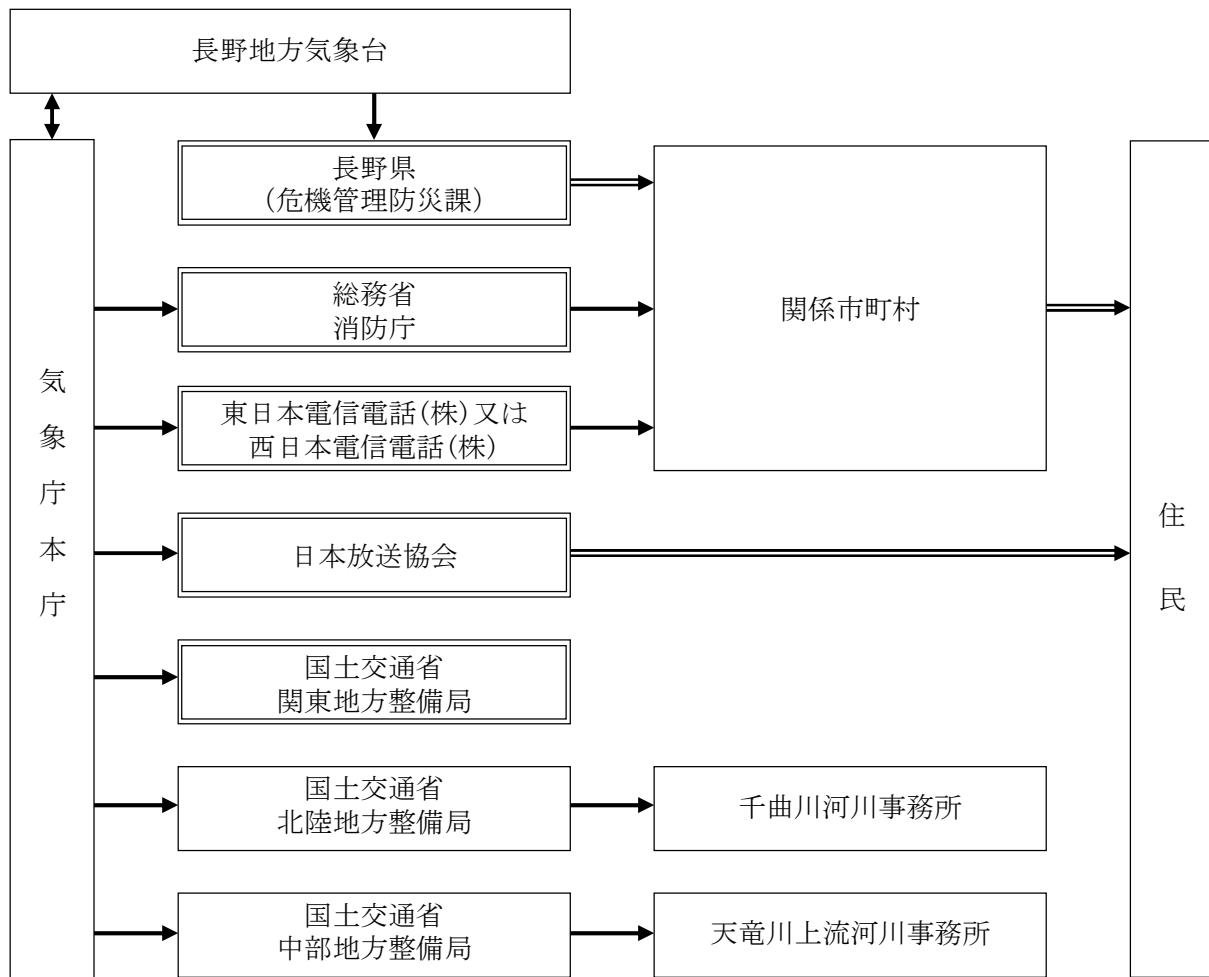
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報		
気象警報	長野地方気象台	市町村ごと
洪水注意報		
洪水警報		
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市町村長	各市町村域
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 市町村ごと
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
龍巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県

別紙2

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



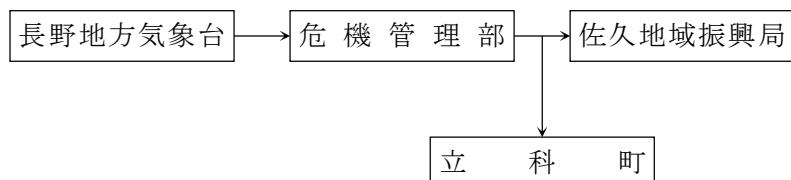
注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

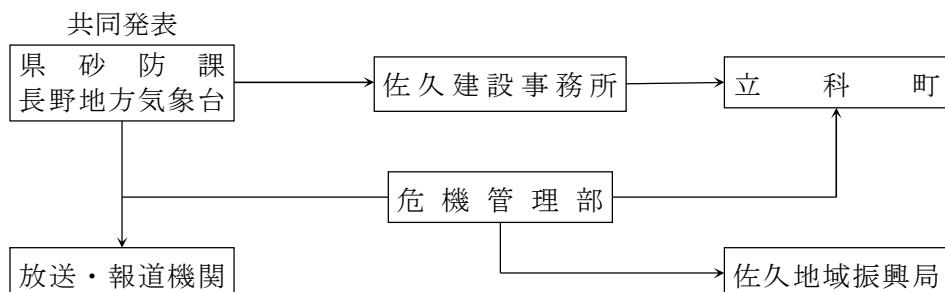
(2) 警報・注意報の対象地域の区分

細分区域名		対象地域
北 部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地 域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大 北 地 域	大町市及び北安曇郡
中 部	上田地 域	上田市、東御市及び小県郡
	佐久地 域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地 域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曽地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏訪地 域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南 部	上伊那地 域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曾地 域	塩尻市（奈良井、木曽平沢及び贊川に限る。）及び木曽郡
	下伊那地 域	飯田市及び下伊那郡

2 火災気象通報



3 土砂災害警戒情報



第3節 災害情報の収集・連絡活動

〔全 部 (全課等)〕

災害が発生した場合、町及び各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、町調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

なお、被害が甚大であり、町において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかに他市町村の応援を求めるなどして情報を収集し、被害の詳細を迅速に県に報告するよう努める。

(3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、資料8-2のとおりとする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア 町は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。

なお、災害発生後の一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

イ 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

(ア) 県に報告できない場合

災害対策本部を設置し、又は、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害が発生した場合において、県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができないとき。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、町及び消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

連絡先

○長野県危機管理部

回線別	区分		平日、休日、夜間 ※危機管理部内
N T T回線	電 話	026-235-7182	
	F A X	026-233-4332	
長野県防災行政無線（衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電 話	88-1-231- (5204) カッコ内5200～5213も可	
	F A X	88-1-231-8741	

○消防庁

回線別	区分		平日 (9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777	
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553	
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	048-500-7527	048-500-7782	
	F A X	048-500-7537	048-500-7789	

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

(2) 地震情報

気象庁地震火山部及び長野地方気象台は、地震発生後、震度速報、震源・震度に関する情

報、各地の震度に関する情報を発表、一斉伝達する。

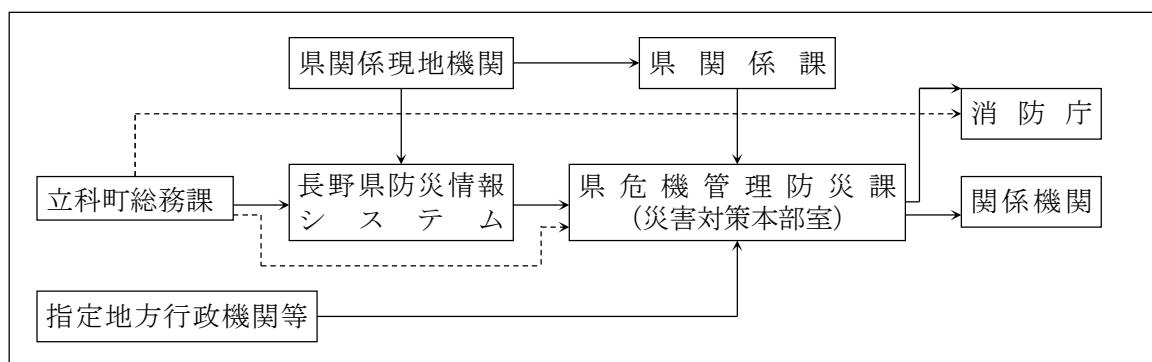
(3) 水防情報

県水防本部、建設事務所、雨量（水位）観測員は、それぞれ雨量、水位を関係部署に通報する。

◎立科町の災害情報連絡系統図

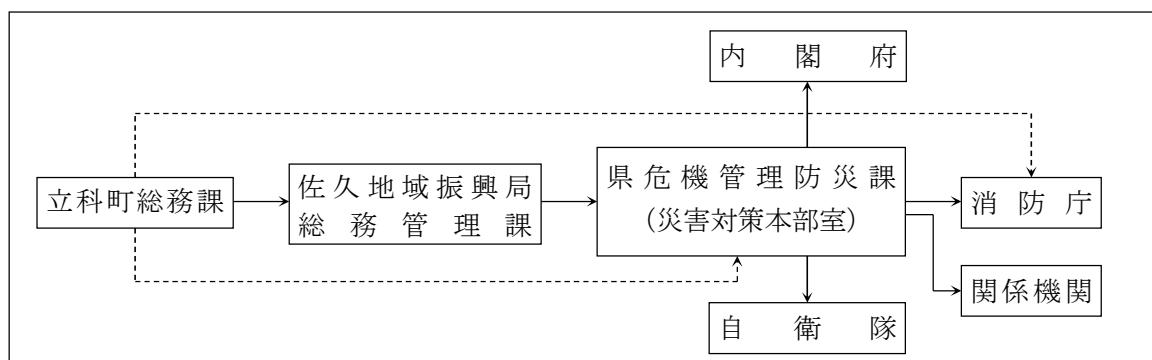
(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

町は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。



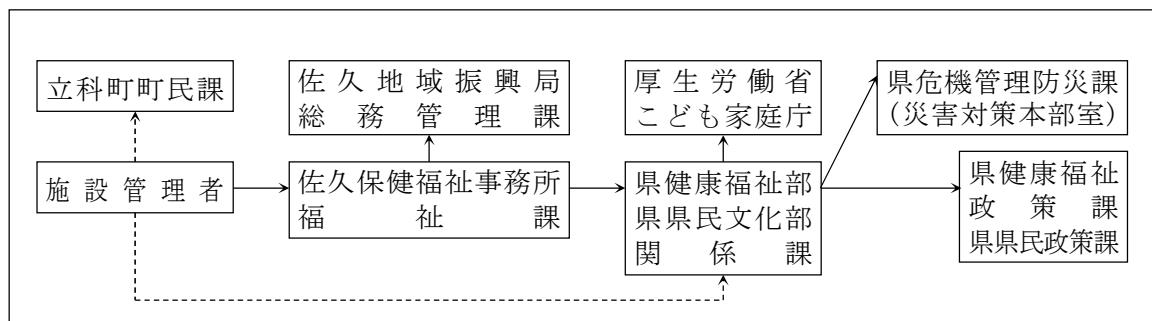
(2) 人的及び住家の被害状況報告

高齡者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難狀況報告



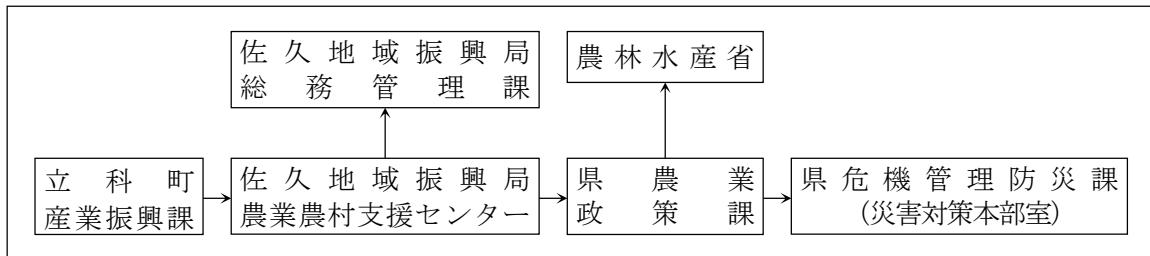
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など短期滞在の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社會福祉施設被害狀況報告

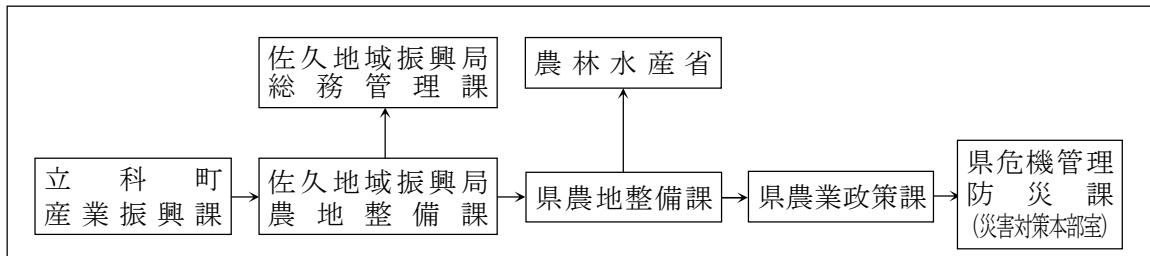


(4) 農業関係被害状況報告

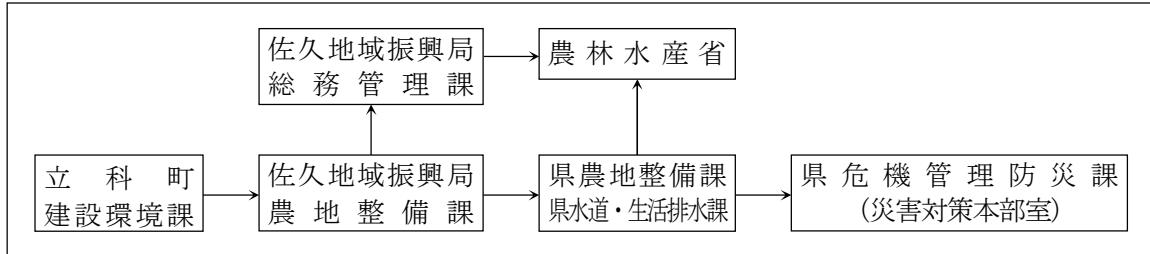
ア 農・畜・水産業被害状況報告



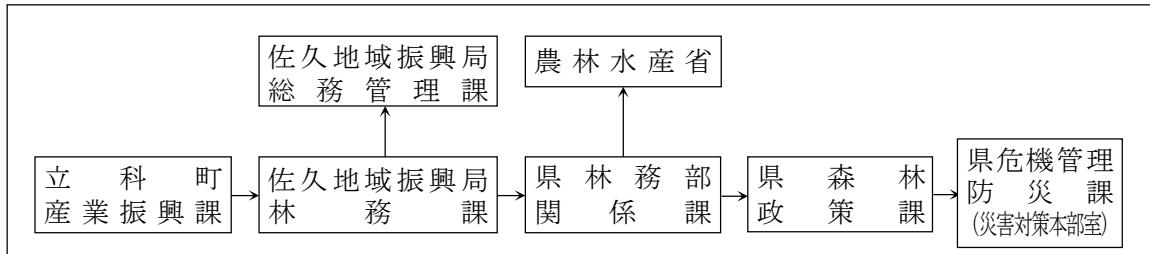
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

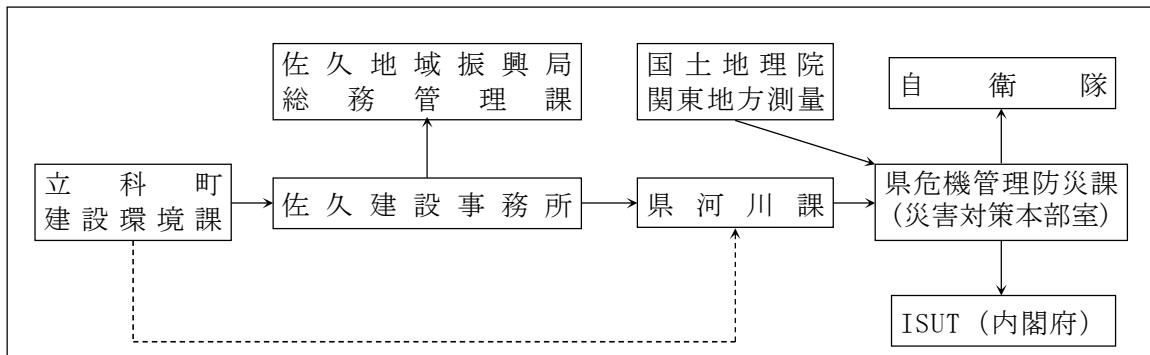


(5) 林業関係被害状況報告

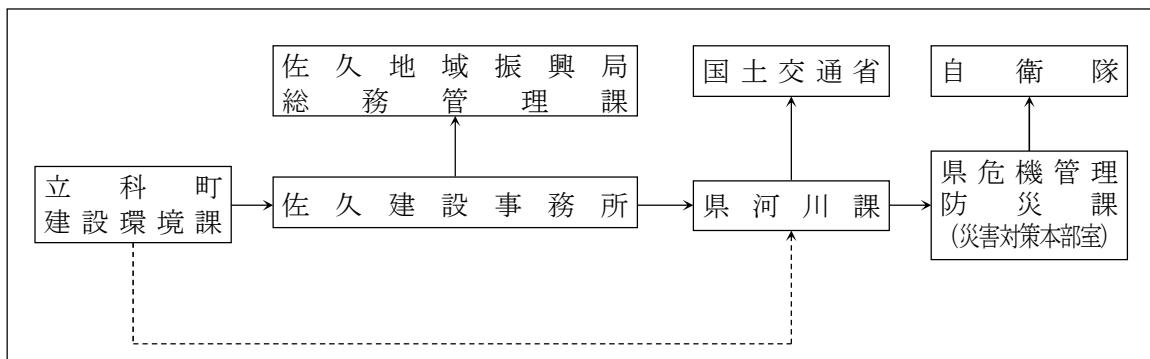


(6) 土木関係被害状況報告

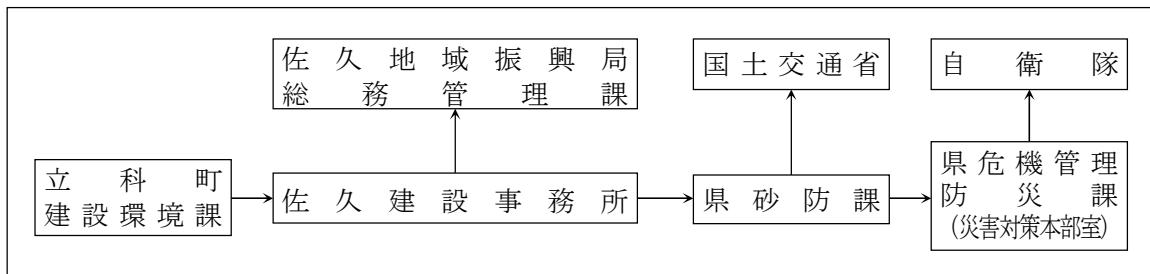
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はG I Sによる



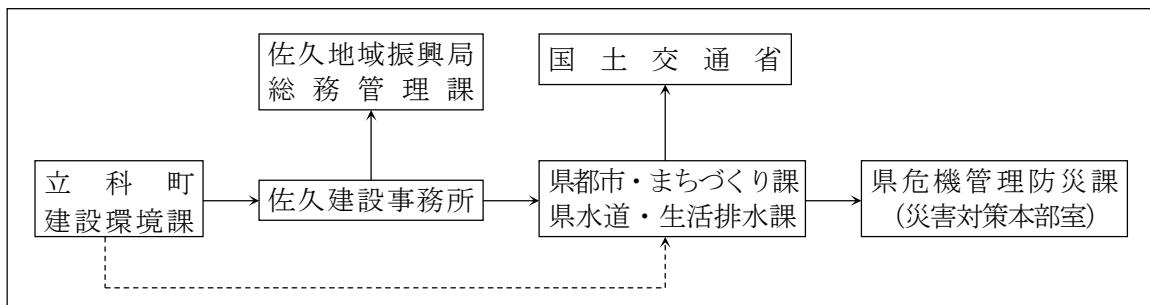
イ 公共土木施設被害状況報告等



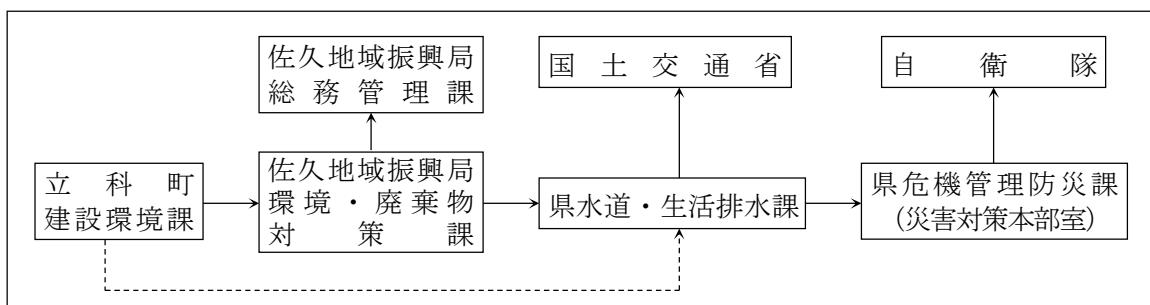
ウ 土砂災害等による被害報告



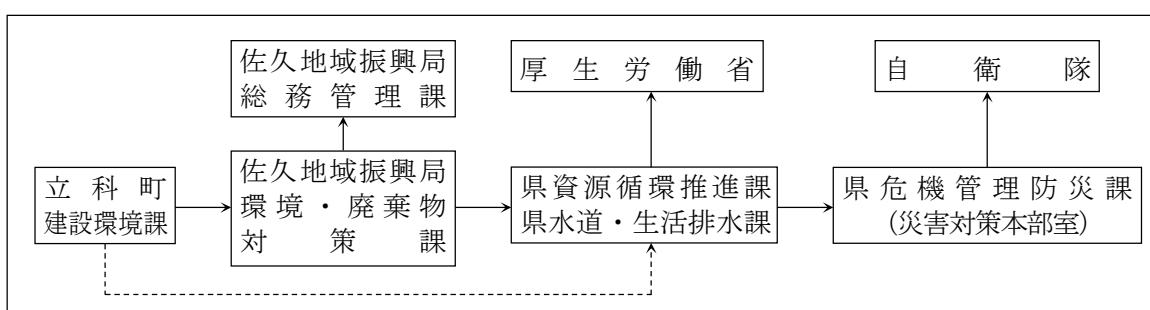
(7) 都市施設被害状況報告



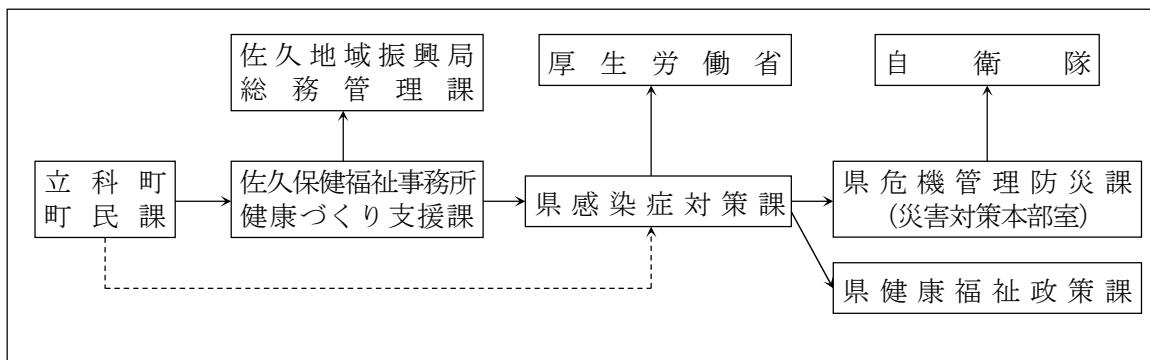
(8) 水道施設被害状況報告



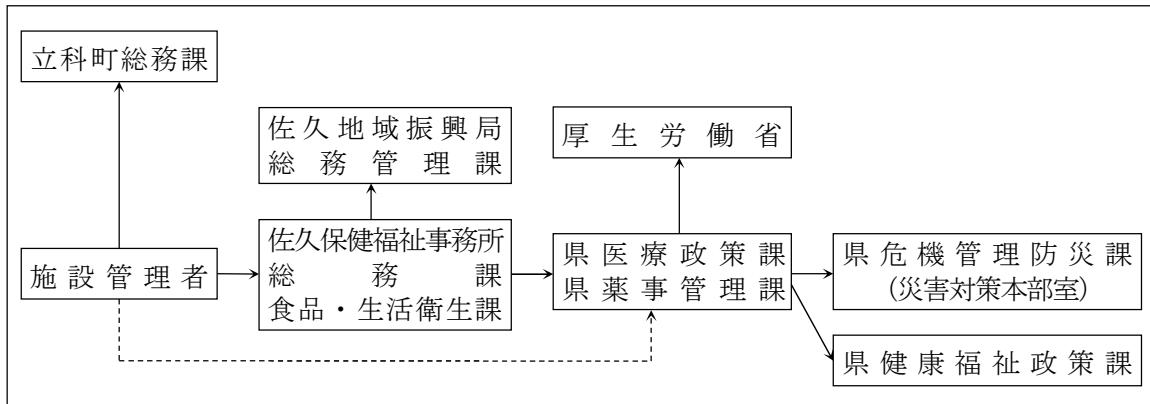
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告



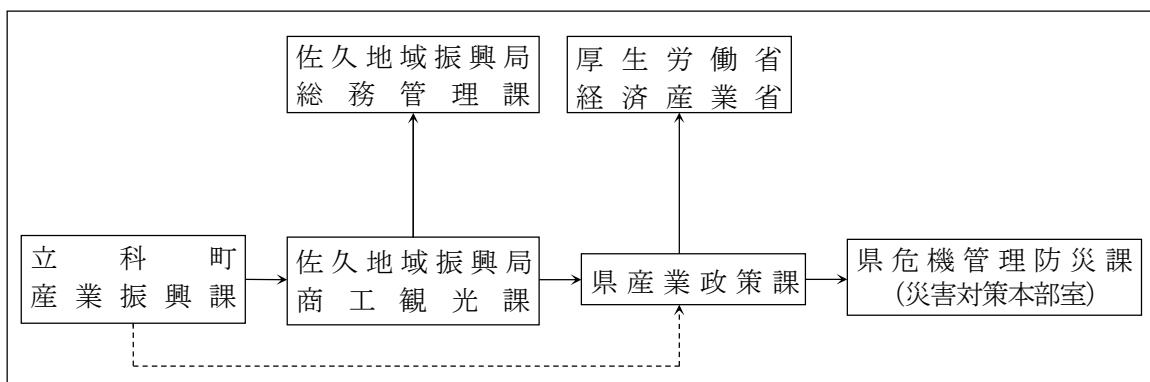
(10) 感染症関係報告



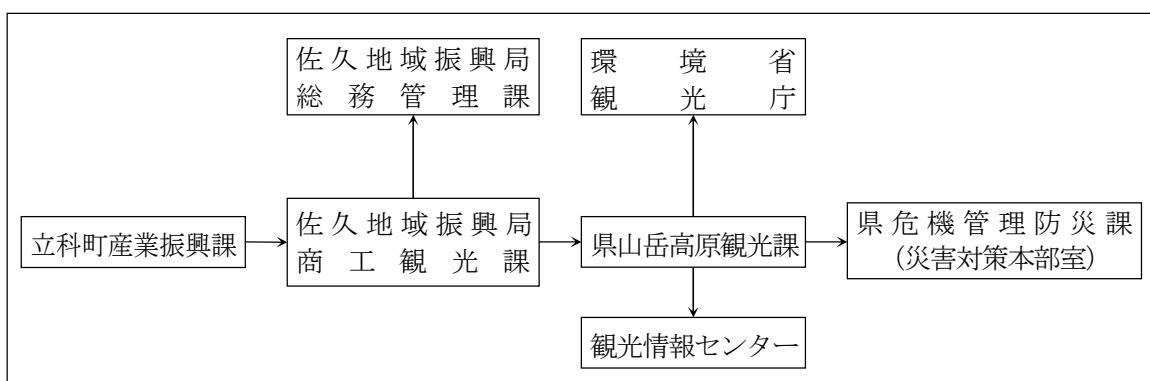
(11) 医療施設関係被害状況報告



(12) 商工関係被害状況報告

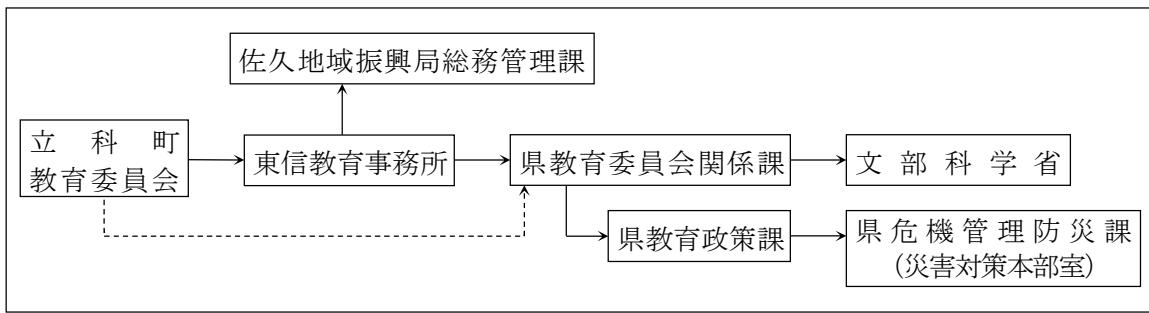


(13) 観光施設被害状況報告

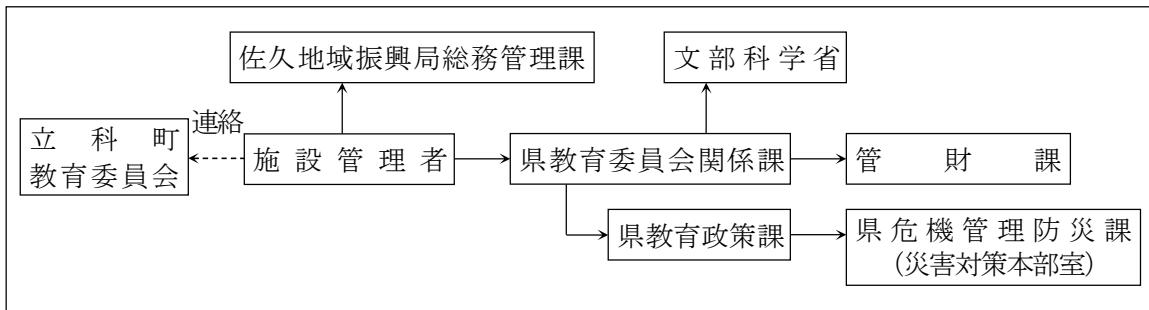


(14) 教育関係被害状況報告

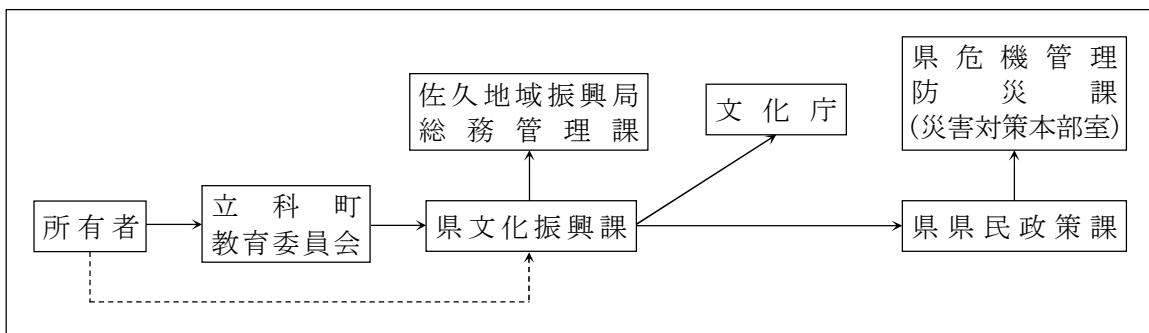
ア 町施設



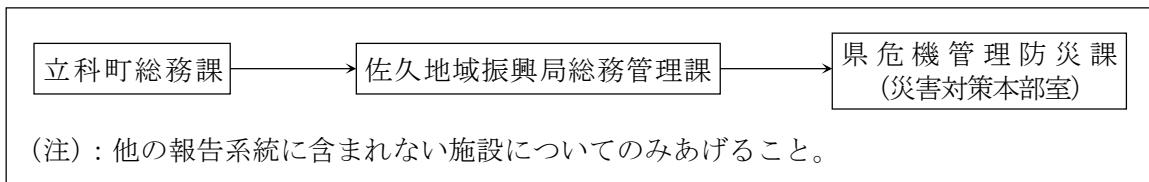
イ 県施設



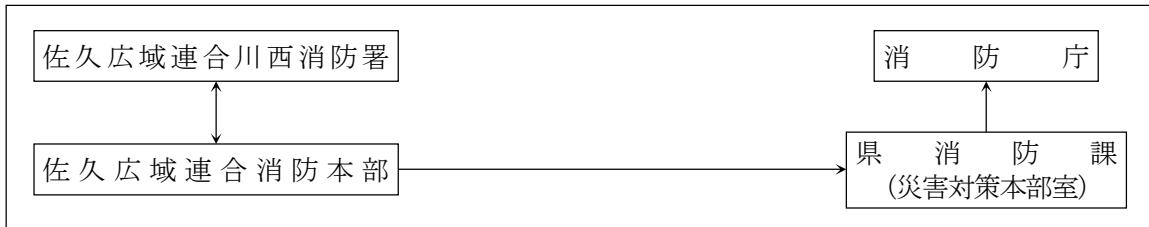
ウ 文化財



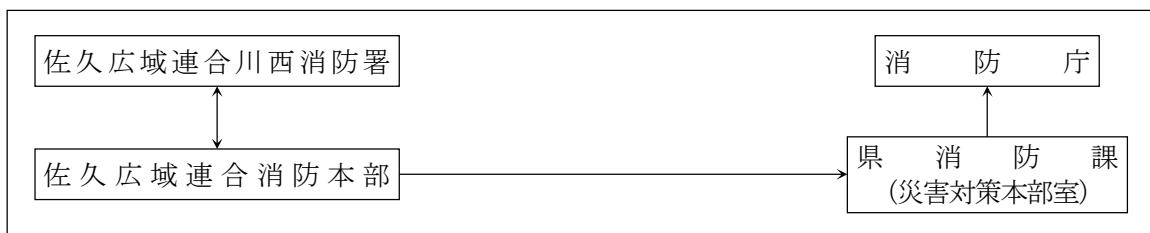
(15) 町有財産



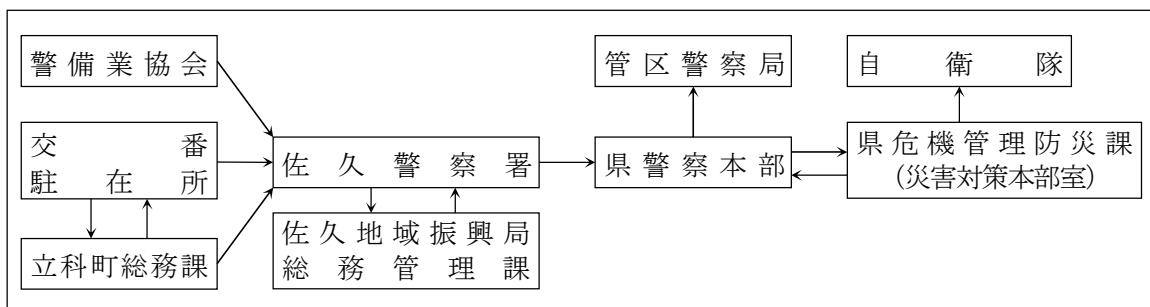
(16) 火災即報



(17) 火災等即報（危険物に係る事故）

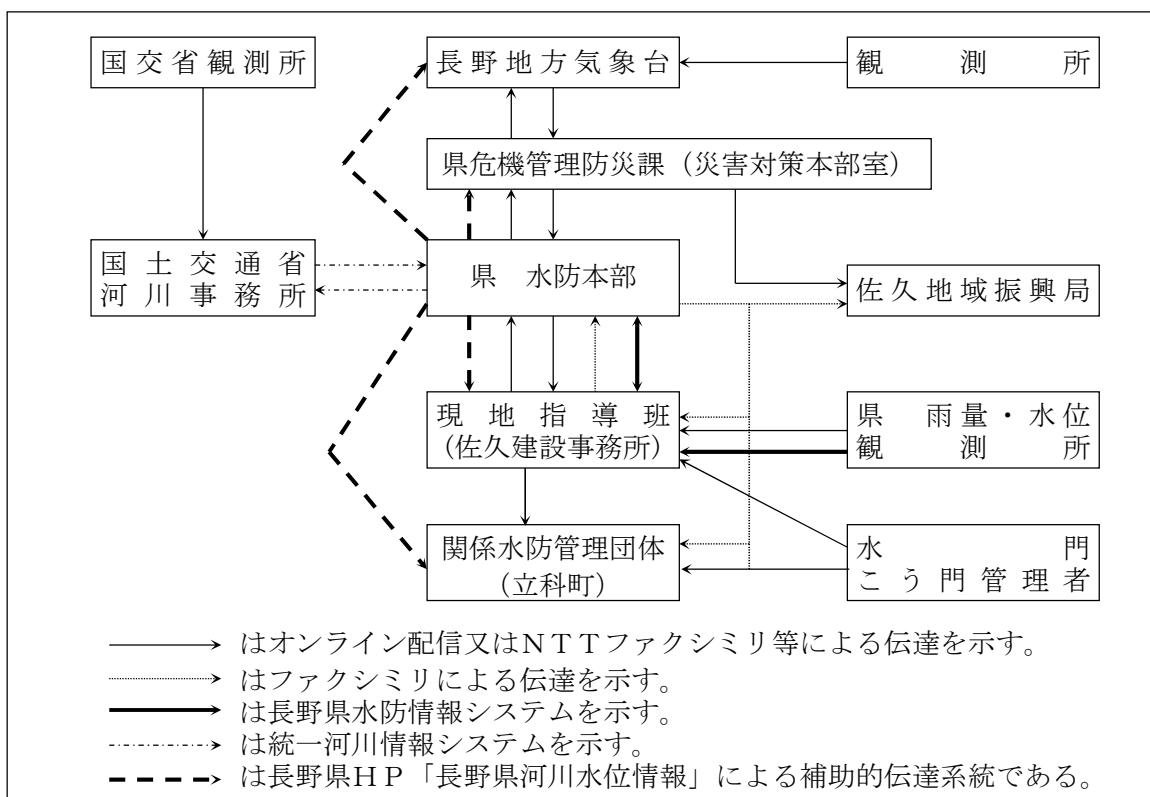


(18) 警察調查被害狀況報告



(19) 水防情報

雨量・水位の通報



5 通信手段の確保

- (1) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、防災行政無線、たてしなび、CATV等及び県防災行政無線の活用を図る。
 - (2) 無線通信施設が被災した場合には、町職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。

- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。
- (5) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- (6) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第4節 広域相互応援活動

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）〕

災害発生時において、その規模及び被害状況等から立科町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、町が被災した場合は、発災直後の概略的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、り災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受け入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

1 長野県市町村災害時相互応援協定（資料2-2参照）

(1) 要請先

次に掲げる順位により、応援要請をする。

順位	要請方法	要請先	
1	佐久ブロック代表市町村への要請	佐久市	
2	佐久ブロック構成市町村への要請	小諸市・佐久穂町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町	
3	隣接するブロックの代表市町村への要請	上小ブロック	上田市
		諏訪ブロック	岡谷市

(2) 要請方法

次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により(1)の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付する。

ア 被害の状況

イ 応援を要請する内容

(ア) 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(イ) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(ウ) その他、必要な事項

(3) 応援の内容

ア 物資等の提供及び斡旋

- (ア) 食料、飲料水、生活必需品、医療品その他供給に必要な資機材
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

(ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等

(エ) ごみ、し尿処理のための車両及び施設

(オ) 被災者の一時収容のための施設

(カ) 火葬場

イ 人員の派遣

(ア) 救護及び応急措置に必要な職員

(イ) 消防団員

ウ その他

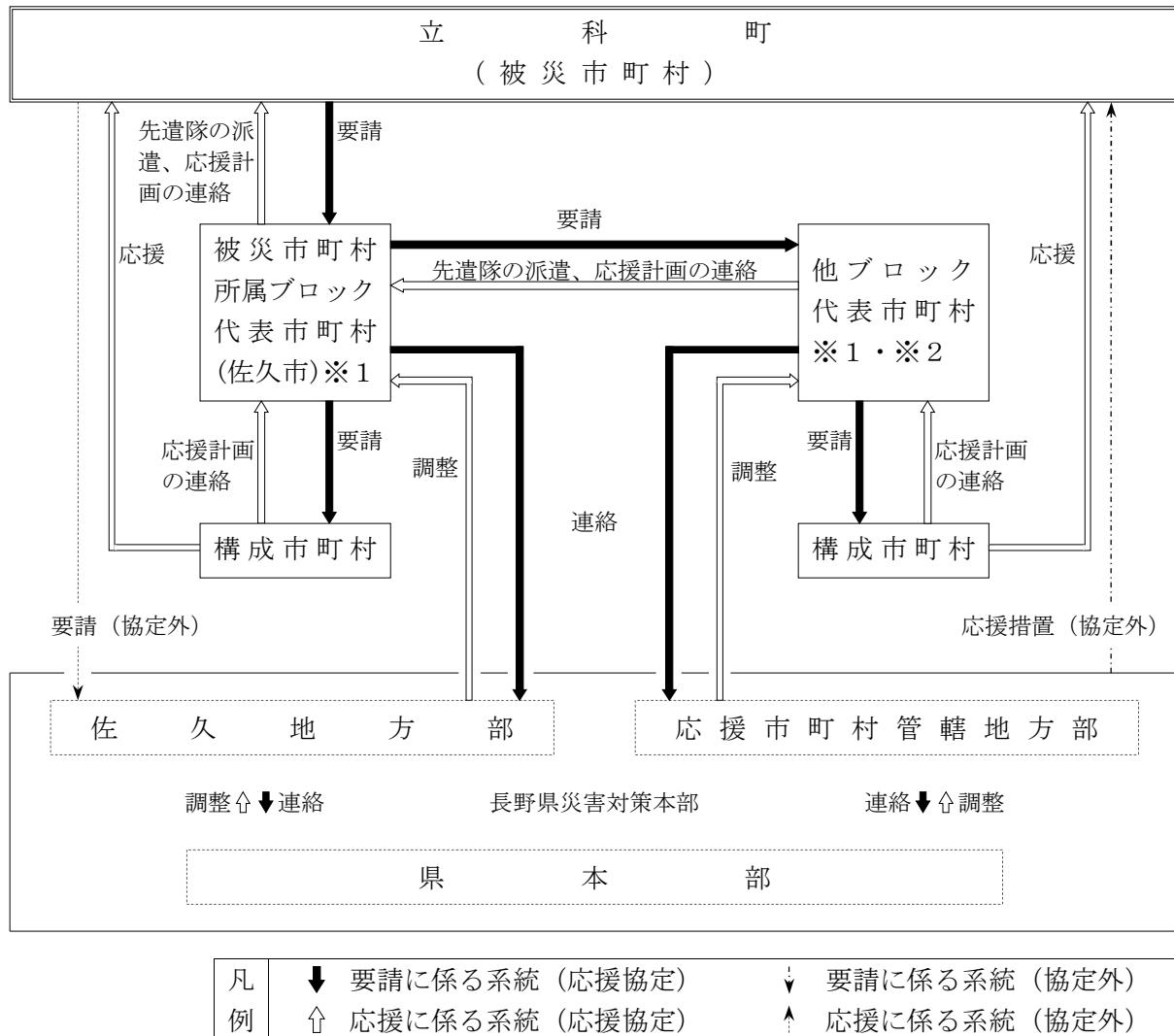
(ア) 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

(イ) ボランティアの斡旋

(ウ) 児童・生徒の受入れ

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。

※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

代表市町村及び構成市町村は資料2—2参照

2 長野県消防相互応援協定（資料2－1参照）

(1) 県内市町村に対する応援要請

町長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

町長は、この「長野県消防相互応援協定書」に基づく県内の他市町村からの応援を受けて

も十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- ア 緊急消防援助隊
- イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
- ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 その他の相互応援協定等

本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

4 県に対する応援要請等

町長等は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

町長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は斡旋を求める。

6 受援体制の整備

- (1) 町は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。
- (2) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。
- (3) 町は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

7 経費の負担

- (1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

第5節 ヘリコプターの活用計画

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）〕

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、ヘリコプターの派遣を要請する。

1 県消防防災ヘリコプターの出動要請

- (1) 町長は、災害応急活動上必要があると認めたときは、県消防課に対し、県消防防災ヘリコプターの出動要請をする。緊急を要する場合は、口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。
- (2) 要請をした場合は、佐久地域振興局及び佐久広域連合消防本部に対し、その旨報告とともに、協力を要請する。
- (3) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。
 - ・災害の状況と活動の具体的な内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
 - ・活動に必要な資機材等
 - ・ヘリポート及び給油体制
 - ・要請者、現場責任者及び連絡方法
 - ・資機材等の準備状況
 - ・気象状況
 - ・ヘリコプターの誘導方法
 - ・他のヘリコプターの活動状況
 - ・その他必要な事項
- (4) 出動要請があった場合、県では、消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。

名 称	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○
	レオナルドAW139	14	○			○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○	

ドクターへリ	各 種	6				
--------	-----	---	--	--	--	--

2 受入体制の整備

- (1) 県と連携して適切なヘリポート（資料4-1参照）を選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。
- (2) 避難場所と重複して指定しているヘリポート（小中学校及び高校の校庭）を使用する場合には、事前に次の措置をとる。
 - ア 校長及び現場責任者と密接な連携を図り、当該施設の避難状況及び避難者数等を把握する。
 - イ ヘリポートとして校庭を使用する間は、避難者を校舎又は他の施設に収容する。また、避難者に対し状況を説明して、校庭には立ち入らないよう広報する。
 - ウ ヘリポートに係者以外の者が立ち入らないよう、要所に人員を配置するなど、警備体制を確立する。
- (3) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先医療施設等について手配する。
- (4) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

第6節　自衛隊の災害派遣

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）〕

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、町長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県、町は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

1 派遣要請

(1) 要請の要件

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的な内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

救助活動	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力

道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゆつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(3) 災害派遣要請手続・系統（後掲参照）

ア 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって佐久地域振興局長に派遣要請を求める。

イ 町長は、アにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに佐久地域振興局を通じ文書による要請処理をする。

ウ 町長は、通信の途絶等によりアの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(4) 派遣要請に当たって明らかにすべき事項

- ・災害の情況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間、人員
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- ・ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本町のヘリポート

〔自衛隊〕

(1) 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

ア 平常の勤務時間中における場合

第13普通科連隊長「気付先第3科長」

イ 平常の勤務時間外における場合

第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

(2) 派遣要請受理後の措置

ア 第13普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき、部隊の派遣を判断し、実施する。

イ 第13普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。

(3) 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置

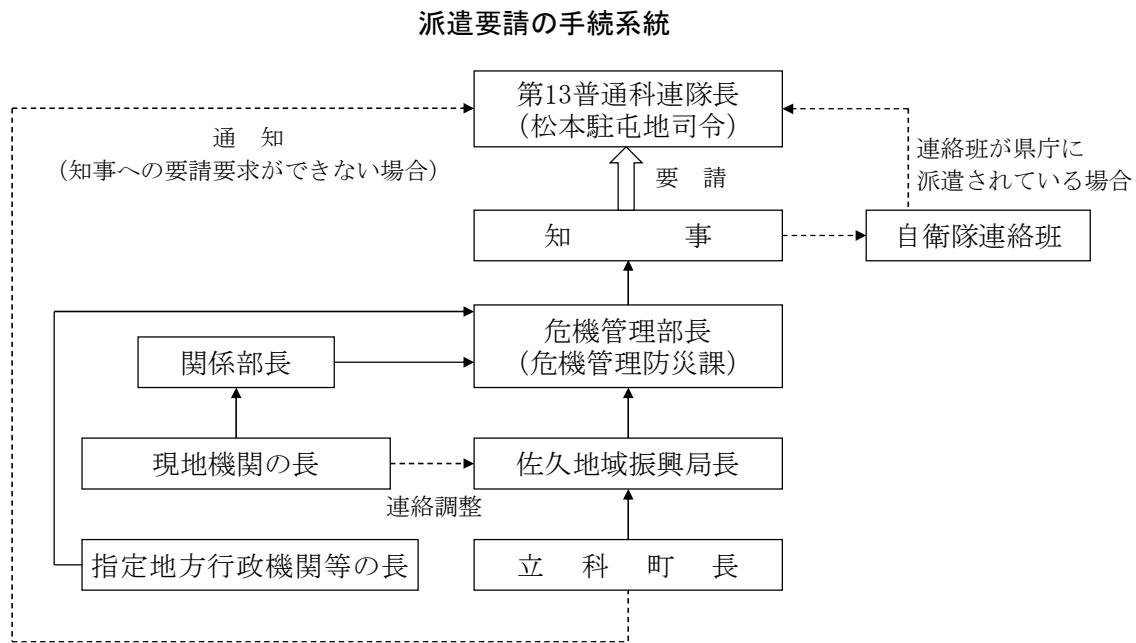
ア 派遣を行う場合（例）

- ・災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊等）により、自衛隊又は他部隊のみならず、関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が県知事と連絡が不能である場合に、町長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶により、県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合
- ・運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が察知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・部隊等が防衛省の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

イ 知事への連絡等

アの場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、アによる派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。



2 派遣部隊の活動

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていらない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 町が部隊の活動等について行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 町長は、連絡、交渉の窓口を一本化し、常に現地連絡調整者と連携する。また、派遣部隊と町及び現地連絡調整者の情報共有の場を確保する。
- (3) 町は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

〔自衛隊〕

- (1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るために、連絡班を本府若しくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- (2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。(予防派遣)
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
　　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。
　　ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令

- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物等の除去等
- エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

3 派遣部隊の撤収要請

町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

〔自衛隊〕

- (1) 第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなったと認める場合は部隊を撤収する。
ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。
- (2) 部隊を撤収する場合にあっては、町長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

第7節 救助・救急・医療活動

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・住民福祉部（町民課）〕

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（D M A T）及び医療救護班の派遣要請、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

1 救助・救急活動

- (1) 町は、消防機関、警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- (2) 消防機関は、県警察本部等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。
- (3) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。

〔住民及び自主防災組織〕

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

(1) 医療救護班の派遣要請

町は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料2-6参照）に基づき、（一社）小諸北佐久医師会に対し、医療救護班の派遣を要請する。

(2) 医療救護班の活動内容

医療救護班は、町が設置する避難所又は救護所において、次の活動を行う。

- ア 傷病者の程度の判定（トリアージ）
- イ 傷病者の搬送の要否、搬送順位及び搬送先の決定
- ウ 傷病者に対する救急処置

エ 遺体の確認及び検案

オ 救護活動の記録

カ その他、医療救護活動に関する必要な措置

(3) 救護所の設置

町は、災害の状況により、必要に応じて公共施設又は被災地周辺の医療施設等に救護所を設置する。

(4) 医療品等の確保

町は、医療救護班が使用する医薬品、医療資機材等を供給するため、町内の薬局等により必要物資を調達する。物資が不足する場合には、県及び他の市町村に対して調達・斡旋を要請する。

(5) 傷病者の搬送体制の確立

ア 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

イ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

〔住 民〕

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まるところから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がける。

第8節 消防活動

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・消防部（消防団）〕

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 消火活動

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、佐久広域連合消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

(2) 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等、災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

(3) 応援要請等

ア 町長は、佐久広域連合消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料2-1参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

イ 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。

ウ 町長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

〔佐久広域連合消防本部〕

(1) 情報収集

ア 消防部隊の効率的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を町長に逐次報告する。

イ 情報収集のため、町職員、消防出動隊、消防署、消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。

(2) 現場活動

警防本部と各現場指揮本部は緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

(3) 避難の指示

町長が住民に対し、避難の指示を行った場合、消防長は町と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

(4) 応援隊に対する措置

応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に消防本部の連絡員を配備してその対応に当たる。

〔住民、事業所及び自主防災組織等〕

住民等は災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は、直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

2 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療関係等関係機関との連携を図るとともに、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

〔住民、事業所及び自主防災組織等〕

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関に協力する。

特に、交通網が寸断された場合、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

第9節 水防活動

[総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・農林建設部（建設環境課）・消防部（消防団）]

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、立科町水防計画に基づき、消防団等を出動させ、必要に応じて近隣市町村等の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防体制の確立

町は、水防に関する気象予警報等の通知を受けたときは、立科町水防計画の定めるところにより、町職員及び消防団員を招集する。

2 水防資機材の調達

- (1) 水防倉庫に備蓄してある資機材を使用するとともに、町内の民間業者から調達する。
- (2) 資機材が不足する場合には、県に対して調達・斡旋を要請する。

3 水防活動の実施

- (1) 水防信号

水防信号は、水防法施行細則（昭和26年5月17日長野県規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	洪水のおそれがある状況に至ったとき	各団員を招集するとともに一般住民の出動を求め、水防資材を現場へ輸送する。
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき	一般住民に周知するとともに、危険地域の住民に避難準備をさせる。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき	警察に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

第10節 要配慮者に対する応急活動

〔住民福祉部（町民課）・観光部（産業振興課）〕

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 避難受入れ活動

町は、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(1) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、CATV、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適確に行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

町は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

(3) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配

置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

エ 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

2 在宅者対策

町は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的な訪問体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

3 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

(2) 支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

4 児童に係る対策

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

5 観光客、外国籍住民及び外国人旅行者に係る対策

- (1) 観光客の安全確保

町は、必要に応じて観光センターに現地本部を設置し、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に行う。

- (2) 外国籍住民、外国人旅行者への情報提供

町は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関する情報を広報紙やパンフレット等に他国語で掲載し、外国籍住民への情報提供を行う。

6 応急仮設住宅等の確保

町は、要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

7 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。このため、町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

第11節 緊急輸送活動

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・農林建設部（建設環境課）〕

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急性度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・（第1段階の続行） ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・（第1・第2段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

町長は、県及び警察等関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路及びそれらと町内の拠点施設（役場庁舎、医療施設、ヘリポート、物資輸送拠点など）を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、交通規制、障害物の除去等必要な対策を進める。

イ 車両の確保

(ア) 町所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務部が行う。町所有車両等は、資料4-2のとおりである。

(イ) 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、運送業者等民間業者の

協力を得て、町所有以外の輸送力確保に努める。

(2) 空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合のほか、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

3 緊急交通路確保のための道路啓開等

- (1) 応急復旧に当たっては、佐久建設事務所等の関係機関と連絡協議し、できる限り早期の緊急交通路確保を行う。
- (2) 緊急交通路から先の輸送拠点までの接続道路や、各指定避難所までの連絡道路等を確保するため、応急復旧工事を推進する。
- (3) 緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保する。この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

4 輸送拠点の確保

町は、輸送拠点として、ヘリポート及び物資輸送拠点（資料4-1）を開設し、その管理に当たる。その際、県との連絡調整を密に行う。

また、各指定避難所での必要物資を的確に把握し、物資輸送拠点から指定避難所への円滑な輸送活動を実施する。

5 障害物の除去

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

(1) 優先順位

緊急輸送道路を優先して行う。また、危険なもの、通行上支障のあるもの等から先に収集・運搬する。

(2) 集積場所の確保

町は、災害の状況により障害物等が多量に発生し、集積場所の設置が必要と認められるときには、用地管理者等と協議の上、おおむね次の場所を確保し、保管又は処分する。

ア 保管するものについては、その保管する障害物に対する適切な場所

イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適切な場所

ウ 障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 避難場所として指定された場所以外の場所

(3) 障害物の処理

がれきの粉碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アス

ベスト等の有害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき、適正な処理を進める。

(4) 放置車両等の移動等

ア 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、町が車両の移動等を行う。

(5) 労働力等の確保

「災害時の応急措置に関する協定書」（資料2-9参照）に基づき、立科町建設業連合会に対し、労働力及び資機材の供給要請を行う。

(6) 事後支障の防止

障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(7) 応援協力体制

ア 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 町のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

〔全 部 (全課等)〕

風水害発生時においては、河川の氾濫、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入れ対策を実施する。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者については十分考慮する。

特に、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）を行う。

(1) 避難指示等の実施機関、根拠等

ア 避難指示等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、警戒レベルの発表と併せて、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
高 齢 者 等 避 難	市 町 村 長	災害対策基本法 第 56 条	災 害 全 般
避 難 指 示	市 町 村 長	災害対策基本法 第 60 条	災 害 全 般
	知 事	災害対策基本法 第 60 条	災 害 全 般
	水 防 管 理 者	水 防 法 第 29 条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警 察 官	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災 害 全 般
	自 衛 官	自 衛 隊 法 第 94 条	災 害 全 般

緊急安全確保	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
指定避難所の開設、受入れ	市町村長		

イ 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

(2) 避難指示等の区分

町は、災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民等に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、避難指示等を発令する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。また、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

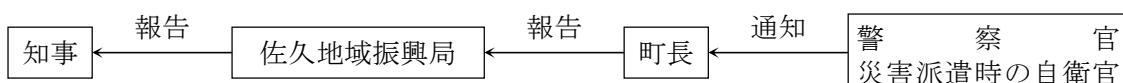
警戒レベル及び避難情報等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

警戒レベル	避難・防災気象情報	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル 1	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	○警報級の現象が起 こる可能性がある 状況	●防災気象情報等の最新情 報に注意するなど、災害 への心構えを高める。
警戒レベル 2	洪水・大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	○災害の発生する可 能性がある状況	●ハザードマップ等により 災害リスク、避難場所や 避難経路、避難のタイミ ング等の再確認、避難情 報の把握手段の再確認・ 注意など、避難に備え自 らの避難行動を確認す る。
警戒レベル 3	高齢者等避難	○要配慮者等、特に 避難行動に時間を 要する者が避難行 動を開始しなけれ ばならない段階で	●要配慮者等、特に避難行 動に時間を要する者は、 計画された避難所への避 難行動開始（避難支援者 は支援行動を開始）

		あり、災害の発生する可能性が高まった状況	●上記以外の者は、避難準備開始
警戒レベル 4	避 難 指 示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
警戒レベル 5	緊 急 安 全 確 保	○災害が発生した状況	●すでに災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をする。

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長が避難指示等を行ったとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を佐久地域振興局を通じて知事に報告する。

(イ) 警察官が避難を指示したときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難を指示したときは、その旨を佐久警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難を指示したときは、直ちにその旨を佐久警察署長及び町長に通知しなければならない。

イ 避難指示等を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に報告する。

(4) 住民への周知

ア 町は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）、たてしなび、CATV、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

避難指示等の伝達は、本章第22節「災害広報活動」の定めるところにより、実施する。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 避難指示等の発令者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 発令者

(イ) 発令日時

- (ウ) 警戒レベル及び避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

ウ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、避難指示等を発表したときには、直ちに民生児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

エ 町有施設における避難活動

災害発生時においては、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行う。その際、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難誘導を行う。
- (イ) 避難指示等が発令された場合は、速やかにその内容について、庁内放送、伝令等あらゆる広報手段を通じて周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 実施者

- ア 町長、町職員（災害対策基本法第63条）
- イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- ア 避難の指示が対的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

- (3) 警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

3 避難誘導活動

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては、在宅の要配慮者への情報の伝達、避難誘導等について近隣住民の果たす役割が大きいことから、町は地域の自主防災組織及び自治会等と連携し、避難の際は消防団員の誘導のもとこれらの単位集団で行動する。

(2) 避難の誘導

避難指示等をしたときの誘導は、次のとおりとする。

ア 各地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は、当該地区の消防分団長とする。

イ 危険区域及び避難場所に町職員及び区長又は部落長を配置し、適切な避難誘導を行う。

なお、必要に応じ佐久警察署長等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

(3) 避難の優先順位

ア 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

(4) 誘導時の留意事項

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 被災地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は佐久地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出

動を求める等適切な処置を行う。

町は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(5) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、町は車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、町において対応できないときは、県に応援要請をする。

(6) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締り、火気の始末、ブレーカーの遮断を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

4 避難所等の開設・運営

(1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ア 避難所開設の判断基準

下記に基づき、町長が避難所開設の判断をする。

(ア) 地震の場合

a 町内で震度5強以上の地震が発生した場合

b 自宅倒壊等により避難生活が困難な避難者がいる場合

c 立科町災害対策本部の指示が出た場合

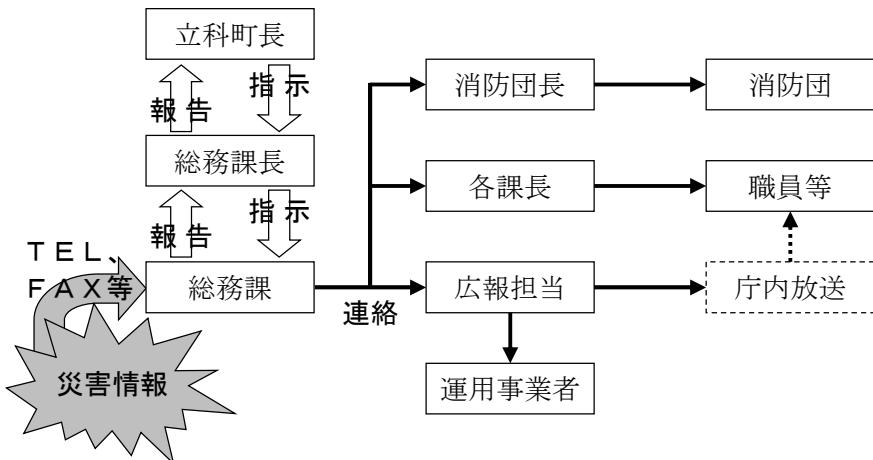
(イ) 風水害の場合

a 各種気象情報や避難情報が発表・発令された際に、協議の上、開設

b 自宅に被害を受け、避難生活が困難な避難者がいる場合

イ 指示系統

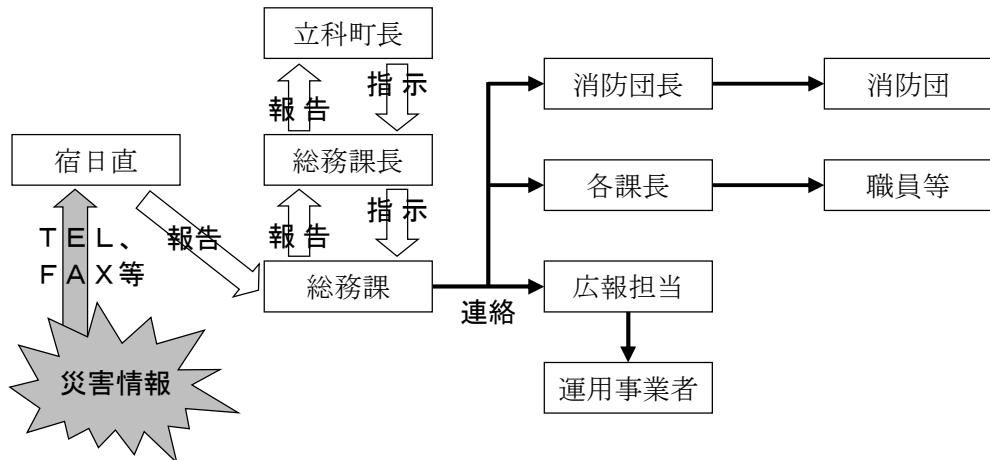
(ア) 勤務時間内



※総務課長が不在の場合は、総務課庶務係長が代行する。

総務課庶務係長が不在の場合は、府内にいる庶務係員が代行する。

(1) 勤務時間外



※担当と連絡が取れない場合は、総務課長へ。総務課長と連絡が取れない場合は、総務課庶務係長へ。総務課の係長と連絡が取れない場合は、庶務係員へ連絡し、庶務係員が代行する。

- (2) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、たてしなび、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (4) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (5) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (6) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。
 - ア 避難者
 - イ 住民

ウ 自主防災組織

エ 他の地方公共団体

オ ボランティア

カ 避難所運営について専門性を有したN P O等の外部支援者

- (7) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (8) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- (9) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (10) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。
- ア トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮
- イ 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供
- ウ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- エ 入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保
- オ 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握
- (ア) パーティション等によるプライバシーの確保状況
- (イ) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況
- (ウ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (エ) 洗濯等の頻度
- (オ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- (カ) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (キ) 食料の確保、配食等の状況
- (ク) し尿及びごみの処理状況
- カ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握
- (11) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。
- (12) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難

所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (13) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、医療施設、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (14) 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (15) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
 - イ 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。
 - ウ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - エ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。
 - (ア) 介護職員等の派遣
 - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (ウ) 医療施設や社会福祉施設等への受入れ
 - オ 要配慮者的心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - カ 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
 - (16) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を來した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
 - (17) 町教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例に準じて、町の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行う。
 - (18) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
 - (19) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
 - (20) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約

し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

- (21) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- (22) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (23) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。
- (24) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとり合い、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう町は県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

(1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

(3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

イ 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供する。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行う。

エ 知事の委託を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

(5) 被災周辺市町は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町に情報提供を行う。

(6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報提供

(1) 町は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(2) 町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、り災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。

(3) 町自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、N P O・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

る。

- (4) 町は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- (5) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (6) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (7) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (8) 町は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関とも協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第13節 食料品等の調達供給活動

〔総務課・町民課〕

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

1 食料品等の調達

(1) 自力での調達

- ア 町の備蓄物資の放出及び町内の食料販売業者等の協力を得て、物資を調達する。
- イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 応援要請

町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について要請を行う。

なお、応急用米穀の供給の目安は次のとおりとする。

供 給 の 対 象	精 米 必 要 量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200 g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300 g

2 食料品等の供給

(1) 炊き出しの実施

必要に応じて、ボランティア、赤十字奉仕団等の協力を得て実施する。

(2) 炊き出し実施場所

原則として避難所において実施するが、必要に応じて学校の給食施設等を利用する。

(3) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、権現山運動公園多目的グラウンドに集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

〔住 民〕

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた活動を行うよう努める。

第14節 飲料水の調達供給活動

〔農林建設部（建設環境課）〕

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

飲料水の供給は、断水世帯、避難所等を中心に、町において、給水タンク等により行う。また、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2参照）及び長野県水道協議会の「水道施設災害相互応援要綱」に基づき、他市町村の協力を得て給水活動を行う。

1 給水源の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 水道施設による給水源の確保

応急給水の水源は、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

ア 水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、指定水道業者に要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 災害の規模によっては、他市町村に応援を要請する。

(2) その他による給水源の確保

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、防火水槽などの水をろ過、消毒して供給する。

ア ろ水滅菌が必要な水源を有するときは、県に、ろ水機による給水を要請する。

イ 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、消毒の措置をとる。

ウ 生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

2 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置等については、給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、県、他市町村、自衛隊などへの応援要請により確保する。

3 応急給水方法

(1) 抛点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、町役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

(2) 応援要請

ア 町において、飲料水の供給輸送が困難なときは、近隣市町村又は佐久地域振興局に要請して実施する。

また、ボトルウォーターの供給について、佐久地域振興局に要請することができる。

イ 町内において感染症発生等のおそれがあるときは、県に要請し、浄水装置による給水を実施する。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者等の要配慮者が行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(4) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、たてしなび、C A T V、広報車等により周知する。

第15節 生活必需品の調達供給活動

〔住民福祉部（町民課）〕

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品の調達

(1) 自力での調達

町は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要に応じて町の備蓄物資の放出及び町内の販売業者等の協力を得て、物資を調達する。

(2) 応援要請

町のみの対応では不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 「災害時における相互援助に関する協定書」（資料2-4参照）に基づく神奈川県愛川町に対する要請

ウ 「災害時相互応援に関する協定書」（資料2-12参照）に基づく（東京都清瀬市に対する要請

エ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料2-11参照）に基づく生活協同組合コープながのに対する要請

オ 佐久地域振興局経由での県に対する要請

2 生活必需品の供給

(1) 調達物資・救援物資は、権現山運動公園多目的グラウンドに集積し、ボランティア、赤十字奉仕団等の協力を得て仕分けする。

(2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、供給・分配を優先的に行うなどの配慮をする。

第16節 保健衛生、感染症予防活動

〔町民課・建設環境課〕

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師等による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

1 保健衛生活動

(1) 避難状況の報告

被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。

(2) 健康調査、健康相談

佐久保健福祉事務所の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(3) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(4) 医療・保健情報

県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(5) 栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

2 感染症予防活動

町は、県の指示に基づき、速やかに感染症予防活動を実施する。

(1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

(2) 災害発生に備え、感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練（点検を含む。）、資機

材、薬剤等の確保を図る。

- (3) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、佐久保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。
また、避難所の施設管理者を通して予防のための指導の徹底を図る。
- (5) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材及び薬剤の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。薬剤は、町内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、知事に調達斡旋の要請を行う。
- (6) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとるとともに、佐久保健福祉事務所を経由して県へ報告する。
- (7) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書をとりまとめ、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出する。
- (8) 災害感染予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出する。

- (9) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- (10) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

第17節 遺体の搜索及び対策等の活動

〔住民福祉部（町民課）・消防部（消防団）〕

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、町が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達など広域的な応援により、その遺体の搜索、検視、火葬等の処理を遅滞なく進める。

1 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 町は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 遺体の収容処理

- (1) 町内各寺及び状況により公用建物を指定して、遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、収容に必要な機材を確保する。

名 称	所在地	電話番号
たてしな人権センター	芦田2529-15	56-0355
立科町青少年交流センター	芦田2529-15	56-2311 (教育委員会)
マイクロバス車庫	芦田2529-15	56-2311 (総務課庶務係)

- (2) 遺体の収容処理は、警察及び医療機関等の協力を得て次の事項について行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検査
 - エ 処理に必要な物資の調達
- (3) 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料2-2参照）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。
- (4) 記録表の作成

遺体の氏名及び関係記録並びに遺留品の調査表を作成する。

- (5) 身元不明者については、町が警察その他関係機関に連絡するとともに、(4)の調査表を作成するほか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。また、遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。
- (6) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1体ごとに棺に表示する。
- (7) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。
- (8) 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

3 遺体の埋火葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。
- (2) 町は、火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- (3) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。
- (4) 火葬場が不足し、管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2参照）により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

4 応援要請

遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

第18節 廃棄物の処理活動

〔農林建設部（建設環境課）〕

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

町におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

1 ごみ、し尿処理対策

- (1) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (2) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (3) 災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、リース業者等の協力を得て、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。この場合、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても配慮する。また、仮設トイレの供給が不足する場合は、県又は他市町村に調達・供給について要請する。
- (4) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については感染症対策に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (5) 災害により粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (6) 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- (7) 災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに佐久地域振興局へ報告する。

〔住 民〕

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、町が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

[総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・観光部（産業振興課）]

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動搖等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取り締まり、検挙する。

2 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

〔住 民〕

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第20節 危険物施設等応急活動

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）〕

風水害等発生時において、危険物、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 共通事項

風水害等発生時において、町は、県及び佐久広域連合消防本部と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 災害時における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、漏洩、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

(3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の都道府県・近隣市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

2 危険物施設応急対策

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県消防課（地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、消防、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(一社)長野県L Pガス協会に要請する。

また、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し応急措置について指導徹底する。

〔県（産業労働部）〕

- (1) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置をとるよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (4) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (5) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (6) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (7) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

4 毒物劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。
- (3) 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

〔佐久広域連合消防本部〕

(1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。

(2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害除去を行う。

〔営業者及び業務上取扱者〕

(1) 災害後、直ちに貯蔵設備等の応急点検及び必要な措置をとるとともに、防災関係機関へ事故発生状況、応急措置等の連絡を行う。

(2) 毒劇物の漏洩、流出、拡散等が発生した場合には、中和剤等による中和除毒及び消火作業により、周辺住民の人命安全措置を講ずる。

第21節 ライフライン施設応急活動

〔農林建設部（産業振興課・建設環境課）〕

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 上水道施設の復旧活動

(1) 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

(2) 応急対策用資機材の確保

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

(3) 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適當と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。

オ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全般的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。

キ 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

(4) 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み

イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み

ウ 水質についての注意事項

2 下水道施設の復旧活動

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、配水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 処理場

(ア) 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

(イ) 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

(ウ) 処理場での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

ウ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(3) 被害箇所の応急復旧

町内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

3 電力施設の復旧活動

町は、中部電力パワーグリッド(株)と連携し、中部電力パワーグリッド(株)が実施する電力施設の復旧活動に協力するとともに、住民に対する広報活動により、次の事項の周知徹底に努める。

(1) 停電による社会不安除去に関する事項

ア 停電の区域

イ 復旧の見通し

(2) 感電等の事故防止に関する事項

ア 垂れ下がった電線に触れないこと

イ 断線した高圧鉄塔等に近寄らないこと

(3) 送電再開時の火災予防に関すること

ア 電熱器具等の開放確認

イ ガスの漏洩確認

4 電気通信施設の復旧活動

(1) 町は、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)と連携し、各社が実施する電気通信施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

(2) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、発災時に被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等により、被災者関係の情報提供に努めるとともに、避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置及び携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努める。

第22節 災害広報活動

[総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・住民福祉部（町民課）]

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確で分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、町長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 広報資料の収集

広報資料は、本章第3節「災害情報の収集・連絡活動」により、本部がとりまとめた情報・資料を用いるが、必要に応じ被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行う。

なお、取材員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

(2) 広報活動

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害防止に必要な事項を分かりやすくまとめ、たてしなび、CATV、広報車の利用等により実施する。

イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、ニアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、たてしなび、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられる体制の整備に努める。

(ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報

(イ) 二次災害の防止に関する情報

(ウ) 避難所・経路・方法等に関する情報

- (エ) 医療機関等の生活関連情報
- (オ) ライフラインや交通施設・公共施設等の復旧情報
- (カ) 犯罪防止に関する情報
- (キ) 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- (ク) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (ケ) 安否情報
- (コ) その他必要と認められる情報

ウ 生活再開時期

- (ア) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (イ) 相談窓口の設置に関する情報
- (ウ) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

(3) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。

また、緊急を要する事態を記録した災害写真、ビデオ等は、速やかに県に送付する。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

- (1) 町は、役場内に来庁した被災者のための総合相談窓口を設置する。
- (2) 電話等による各種問い合わせに対処するため、専用電話・FAXを設置する。

3 報道機関への放送要請

県では、災害対策基本法第57条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。町長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、佐久地域振興局を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

第23節 土砂災害等応急活動

[総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・農林建設部（産業振興課・建設環境課）]

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、崖崩れ、土石流等の土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続き崖崩れや土石流等が懸念される場合は、町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

4 大規模土砂災害対策

(1) 大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。

また、関係機関からの土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置をとる。

(2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(3) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努める。

第24節 建築物災害応急活動

〔全 部 (全課等)〕

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建物内の利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

1 建築物

- (1) 町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。
- (2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

〔建築物の所有者等〕

- (1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財（資料9－1参照）

- (1) 災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- (2) 県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をする。

〔所有者〕

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を県及び町教育委員会の指導を受けて実施する。
- (4) 被災した建造物内の文化財について、町教育委員会、県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

第25節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・農林建設部（産業振興課・建設環境課）〕

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 町の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制等必要な措置を講じ、応急復旧を行う。
- (2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

〔県〕

- (1) 主要地方道及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握し、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。
- (2) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (3) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧については、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

- (1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを禁止する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

町長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡

体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(2) その他

液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

〔住 民〕

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

緊急点検結果の情報如何によっては、警戒避難等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るために措置を講ずる必要がある。

(1) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

(2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第26節 ため池災害応急活動

〔農林建設部（産業振興課）〕

洪水等によりため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

〔関係機関〕

- (1) ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに町に通報する。
- (2) ため池管理者は、災害の発生により堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。
- (3) ため池管理者は、町が実施する応急対策について協力する。

第27節 農林産物災害応急活動

〔農林建設部（産業振興課）〕

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、町、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行

い、その結果を佐久農業農村支援センターに報告する。

- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

〔住 民〕

町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止のための作目別の応急対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 水 稲

- ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- ウ 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(2) 果 樹

- ア 浸水・滯水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- イ 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- ウ 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。
- エ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(3) 野菜及び花き

- ア 浸水・滯水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- イ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(4) 畜 産

- ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- イ 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

町は、被害状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第28節 文教活動

〔教育部（教育委員会）〕

小学校、中学校及び保育所（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害時においては、学校長及び保育所長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置をとる。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、たてしなび、CATV、広報車等により児童生徒等に周知するとともに、町教育委員会（以下「町教委」という。）にその旨連絡する。

(2) 在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生じる前に、安全な方法で下校又は保護者へ引き渡しを行う。

イ 町長等から避難の指示があった場合、また、学校長等の判断により必要が認められる場合は、児童生徒等を速やかに指定された指定緊急避難場所へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を町教委に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川のはん濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を

早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

- (1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、町教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

- (ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

- (イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

- (2) 校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、町教委と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (ア) 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

- (イ) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

- (ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

- (エ) 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

才 教育施設・設備の確保

(ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

力 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、町教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

町は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

(1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達の斡旋を依頼する。

(2) 就学援助

町教委は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第29節 飼養動物の保護対策

〔住民福祉部（町民課）〕

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。

1 町が実施する対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- (3) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。
- (4) 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応する。

2 飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

第30節 ボランティアの受入れ体制

〔町民課・(社会福祉協議会)・建設環境課〕

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援をすることが求められる。

そのため、必要とされるボランティアの支援について早期に見通しを立て、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

- (1) 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 県及び町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織などと連携して災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。
- (4) ボランティアの需給状況等について、隨時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- (5) 町社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体は、町及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。
- (6) 共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について県から委任を受けた場合において、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

災害対策本部にボランティアの窓口を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ、ボランティアに対し、活動上の安全確

保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

町は、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターが設置された場合には、情報提供など機能するために必要な措置を講じる。

また、必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに必要な資機材の調達に協力する。

〔社会福祉協議会〕

(1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

(2) 被災地の市町村社会福祉協議会は、市町村と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

(3) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。

〔日本赤十字社長野県支部〕

町及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

3 民間団体からの支援の結集と活用

(1) 国内の災害ボランティア団体・企業と行政との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

(2) 官民協働による円滑な被災者支援が行えるよう、社会福祉協議会、N P O ・ N G O 等との調整を行う。

(3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O ・ N G O 等のボランティア団体等と、情報を共有し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第31節 孤立地域対策活動

[総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・住民福祉部（町民課）・農林建設部（建設環境課）]

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

町は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

1 孤立実態の把握対策

- (1) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。
- (2) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

職員の派遣、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

〔住 民〕

町道、農道、林道等の使用可能な回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 陸上輸送手段の確保

ア 孤立地域への食料品をはじめとした生活必需物資の輸送のため、う回路や不通箇所での中継による輸送等、陸上輸送手段の確保を行う。

イ 孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路の応急復旧を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

町長は、陸上輸送手段確保が困難な場合のほか、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。

〔住 民〕

(1) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

(2) 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒步、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第32節 義援物資及び義援金の受入れ体制

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）・住民福祉部（町民課）〕

大規模な災害が発生した場合には、町は、県及び日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 義援物資

- ア 町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- イ 町は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 義援物資

町は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

第33節 災害救助法の適用

〔総務部（総務課・企画課・議会事務局・会計室）〕

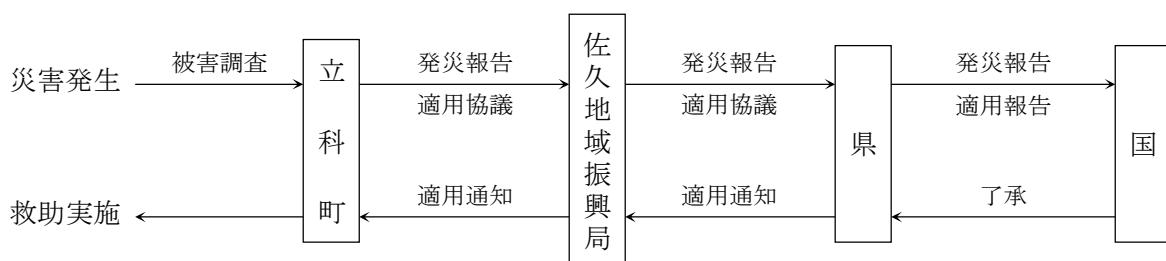
町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 被害状況の把握

- (1) 町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに佐久地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。
なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。
- (3) 町長は、被害の認定を資料8-2の基準により行う。

法の適用事務



2 救助の実施

- (1) 救助の役割分担
町長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。
委任された職権行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助の実施基準
救助の実施は、資料1-5の基準により行う。

第34節 観光地の災害応急対策

〔総務部（総務課・企画課）・観光部（産業振興課）〕

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 町は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 町は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 消防機関は、観光客の救助活動に当たり、佐久警察署と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 町は、県と連携して、事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 町は、観光地の観光案内所において、災害時の外国人旅行者へ避難誘導を行い、非常用電源を供給する。

第1節 風水害に強いまちづくり

〔全 課〕

町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 風水害に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や医療施設等の公共的施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - ア 当面の目標として、時間雨量50mmの降雨に対する河川の整備を推進する。
 - イ ひとたび発生すると大きな被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。
 - ウ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処するため、山地治山施設等の整備を推進する。

また、山地災害の発生を防止するため、森林の造成及び維持を図る。

- (5) 社会資本の維持管理
 - 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
 - (6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 風水害に強いまちの形成

- ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- イ 町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- ウ 町は、土砂災害警戒区域の指定を受けた地域については、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所（町では、指定緊急避難場所及び指定避難所を「避難所」ということとする。以下、本計画において同じ。）及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民等に周知する。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- エ 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- オ 防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- カ 町は、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- キ 宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。
- ク 道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化

の促進を図る。

ケ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

コ アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

サ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(ア) ^{いっすい　たんすい}溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地区画整理事業を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進

(イ) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示

(ウ) 河川、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠等の建設等の推進

(エ) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

(オ) 浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項の規定

(カ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な町土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

(キ) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報を住民、滞在者その他の者へ周知

(ク) 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた、総合的な土砂災害防止対策の推進

(ケ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び医療施設、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

(コ) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

(サ) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(シ) 農業用排水施設の整備及び農地保全対策の推進

(ス) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

(2) 風水害に対する建築物等の安全性

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町は、上下水道等のライフライン施設等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(4) 災害応急対策等への備え

ア 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。

イ 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害

時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

キ 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

ク 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 災害発生直前対策

〔総務課・産業振興課・建設環境課〕

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報等の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」によるが、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体等に危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に警戒避難活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (5) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直す（本章第11節「避難の受入活動計画」参照）。
- (6) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場

合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

- (8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 災害発生のおそれがある場合に、適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。
- ・所管施設の緊急点検体制の整備
 - ・応急復旧体制の整備
 - ・防災用資機材の備蓄
 - ・水防活動体制の整備
 - ・せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者）
 - ・災害に関する情報についての関係機関との連携体制の整備
- (3) 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

〔総務課〕

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多重化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。
- (3) 役場を地域の情報通信の拠点とした町内情報ネットワークの整備を推進し、被災時においては災害対策本部、避難場所、医療機関をネットワーク化し、正確でわかりやすい情報を提供できるよう努める。
- (4) 各地区からの情報収集を円滑に実施できるよう、平常時から区長、部落長との情報連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集・伝達手段としてインターネットやCATVの活用を図る。
- (6) 町内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。
- (7) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (8) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。
- (9) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションによる土砂災害危険度等の情報収集体制を整備する。また、県、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合の情報相互伝達体制の整備に努める。
- (10) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムの運用方法やシステムの仕組み等について、府内及び住民に周知を図る。

2 情報の分析整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総

合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

- (1) 現在広報手段として活用している立科町行政情報配信システム「たてしなび」（以下「たてしなび」という。）やCATVについて、より効果的な利用と設備の充実を図る。
- (2) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。
- (3) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (4) 防災行政無線（移動系）、携帯電話、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

第4節 活動体制計画

〔全 課〕

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、災害時における活動体制の整備を図る。

また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

1 職員の非常参集体制の整備

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。(動員配備体制は、本編第2章第1節「非常参集職員の活動」参照)

- (1) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立する。
- (2) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成し、これに基づく訓練の実施を図る。
- (3) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、警備員等による24時間体制で対応する。
- (4) 消防機関及び消防団員についても各組織に定められた配備計画に基づき、組織及び機能の総力を挙げて災害応急対策に当たることができるようその体制を整備する。
- (5) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (6) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

- (1) 日頃から情報交換を積極的に行う。

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

- (2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

3 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める。

このため、各施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時の代替施設の確保を図る。

また、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

4 複合災害への備え

同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

町は、災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図ることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

6 NPO・NGO等との連携

- (1) 町は、県と連携し、災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- (2) 町は、県と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。

第5節 広域相互応援計画

〔総務課〕

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づく協力が得られるよう、あらかじめ体制の整備を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

1 相互応援協定の締結等

町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。

協定名	協定締結先	協定締結日	資料番号
長野県消防相互応援協定書	長野県内の市町村等	平成8年2月14日 (施行期日)	資料2-1
長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	平成23年12月16日 (施行期日)	資料2-2
災害時における相互援助に関する協定書	神奈川県愛川町	平成7年11月5日	資料2-4
災害時の医療救護活動に関する協定書	(社)小諸北佐久医師会	平成10年3月26日	資料2-6
災害時の応急措置に関する協定書	立科町建設業連合会	平成10年10月1日	資料2-9
災害時における郵便局と立科町の協力に関する協定書	立科町内の郵便局	平成10年10月1日	資料2-10
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合コープながの	平成15年10月1日	資料2-11
災害時相互応援に関する協定書	東京都清瀬市	平成24年7月24日	資料2-12
災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電気保安協会長野支店	平成24年8月7日	資料2-13

災害時における福祉避難所の利用に関する協定書	社会福祉法人信愛報恩会	平成25年9月24日	資料2-14
立科町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニーの災害時における相互協力に関する協定書	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー	平成31年3月25日	資料2-15
災害時等における緊急放送に関する協定書	株式会社エフエムとうみ	令和3年3月24日	資料2-17
災害時等における放送に関する協定書	株式会社エフエム佐久平	令和3年3月25日	資料2-18
災害時における相互協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社長野支店	令和3年9月1日	資料2-19
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会佐久支部長	令和4年3月1日	資料2-20

2 相互応援体制の整備

- (1) 町は、締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 町は、相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 協定締結先と合同防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努める。
- (4) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (5) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。
- (6) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

3 その他町内企業及び団体等との協力体制の整備

町内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、町は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災

害時の協力体制の整備を図るとともに、町が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

5 広域防災拠点の確保

- (1) 町は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れができるよう、計画を策定する。
- (2) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

〔総務課・町民課〕

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設、消防署等の災害対応機能の強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況、活動体制、災害発生及び交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

1 救助・救急用資機材の整備等

- (1) 消防団詰所、公民館等への救助・救急用資機材の備蓄に努める。
- (2) 平常時から住民に対して、資機材の使用方法及び応急手当の指導を行う。
- (3) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

〔佐久広域連合消防本部〕

- (1) 救助工作車等消防力の整備指針により整備を計画的に行うとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」による装備の整備を推進する。
- (2) 救急自動車は、救急救命士の養成状況を考慮しながら、高規格化を促進する。
- (3) 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。
- (4) 消防団、自主防災組織等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。
- (5) 家庭、施設、事業所等に応急救助資機材、バール、ジャッキ等応急救助器具の設置を奨励する。
- (6) 関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材の取扱いマニュアルに基づく訓練の指導を行う。

2 医療用資機材等の備蓄

- (1) 災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、民間業者等の協力が得られるようあらかじめ協議する。

また、近隣市町村からの調達体制についても、あらかじめ整備を図る。

- (2) 医療機関及び指定避難場所等における医薬品等の備蓄に努める。

〔関係機関〕

- (1) 日本赤十字社長野県支部、小諸北佐久医師会、災害拠点病院（長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター）は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図り、また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を図るものとする。

- (2) 長野厚生連佐久総合病院は、ドクターへリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。
- (3) 長野県医薬品卸協同組合は、次に掲げる事項を行う。
- ア 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努める。
 - イ 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。
 - ウ 使用施設の風水害に対する安全性に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

重篤患者など町及び町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院（佐久総合病院）との連携体制を整える。

〔関係機関〕

日本赤十字社長野県支部、小諸北佐久医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等からの情報を迅速に入手することが不可欠である。このためには、情報伝達ルートの多重化、情報収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立しておく必要がある。

〔佐久広域連合消防本部〕

(1) 消防機関・医療機関相互の連絡体制

圏域における救急医療体制の充実を図るため、各機関が協力して、災害時の多数傷病者事故等の対応の研究等を進めるとともに、平常時から、佐久広域連合消防本部と医療機関等、機関相互の連携体制を強化推進するものとする。

(2) 近隣消防機関及び医療機関との協力体制を整備するものとする。

第7節 消防活動計画

〔総務課〕

大規模災害発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防計画

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等活動体制及び相互応援体制の整備、また、施設の整備拡充及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防計画の作成と実施が必要である。

(1) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生ずる事態及び防火水槽が損壊する事態、さらに道路の損壊による消防車両の進入障害が予想されることから、防火水槽の適地配置及び整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の活用等による消防水利の多様化を図る。

(2) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

ア 消防団員等の人員の確保

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実施し人員の確保を図る。

(ア) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

(イ) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(ウ) 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

イ 広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

(3) 被害想定の実施

佐久広域連合消防本部と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 応援協力体制の確立

「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料2-2参照）及び「長野県消防相互応援協定」（資料2-1参照）に基づき、佐久広域連合消防本部と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

(5) 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

〔佐久広域連合消防本部〕

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進する。

(2) 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深めつつ、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

また、自主防災組織等のリーダー研修及び防災訓練の実施により、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができる体制の構築を図る。

(3) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

大規模災害発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する災害発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想・知識の普及啓発を図る。

イ 予防消防の充実

消防法第8条に規定する、事業所等防火対象物の権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬局等多種類の危険物を少量管理する施設の管理者に対し、火災防止について指導する。

なお、次に掲げるような混触発火が予想される物品の管理の徹底に努めるよう指導する。

- (ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(4) 活動体制の整備

大規模災害発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

ア 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整

イ 大規模な同時多発火災に対しての火災防御計画

(5) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

〔住民及び自主防災組織〕

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない等、平常時から火災予防に努め、さらに火災発生時には初期消火活動が実施できるように努める。

第8節 水防活動計画

〔総務課・建設環境課〕

堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 水防計画

町は、水防が十分に行われるよう、次の事項を実施する。

- (1) 消防団（水防団）組織の整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの整備ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 河川ごとの水防工法の検討
- (5) 水防資機材搬送手段の確立
- (6) 住民に対する立退きの指示体制の整備
- (7) 水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との応援協定
- (9) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (10) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定
- (11) (10)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- (12) 水防機関の整備
- (13) 水防計画の策定
- (14) 水防協議会の設置
- (15) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の熟練
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化
 - ・住民の水防思想の普及啓発
 - ・災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(16) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

(17) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する助言・勧告

〔佐久広域連合消防本部・消防団〕

- (1) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (2) 平常時における河川等の水防対象箇所の巡視
- (3) 風水害時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- (4) 洪水時における水防活動体制の整備
- (5) その他、佐久広域連合消防本部消防計画による諸活動の実施

第9節 要配慮者支援計画

〔総務課・町民課・産業振興課〕

近年の高齢化の進行等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

1 避難行動要支援者対策

(1) 要配慮者支援計画の作成

町は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために必要な事項を定める。

町が、本計画に定める事項は以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・自治会

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ・65歳以上の独り暮らしの高齢者
- ・75歳以上の高齢者のみ世帯
- ・介護保険法に規定する要介護状態区分3以上の在宅生活者

- ・障がい者：身体障害者手帳3級以上所持者、療育手帳A所持者、精神障がい者、難病患者
- ・上記以外で援助を必要とする者のほか、町長が必要と認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努める。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる事項

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、避難行動要支援者が避難のための立退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

キ 避難支援等関係者の安全確保

町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成す

る。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 個別避難計画作成の努力義務

町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、医療・介護、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(6) 個別避難計画の事前提供

町は、本計画に定めるところにより、区長、部落長、民生児童委員、消防機関、県警察など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(7) 避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(8) 地区防災計画との調整

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 指定避難所の整備

ア 町は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 町は、耐久、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努め、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受け入れに関する協定を締結するよう働きかける。

(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備

町は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（D W A T）が派遣された場合に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知等に努める。

(5) 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生児童委員や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(7) 支援協力体制の整備

町は、佐久保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域住民、N P O ・ ボランティア等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受け入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時におけるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

ア 要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

イ 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する協定を締結するよう働きかける。

(6) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(7) ホテル・旅館等の確保

町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう協定の締結等に努める。

4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 町は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立する

とともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 町は、観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して、外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(2) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

町内における外国籍住民の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民に対する支援体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

町は、観光客や町内に居住する外国籍住民に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

町は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

町は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐよう努める。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

(2) 町は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(3) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について指定する。

第10節 緊急輸送計画

〔総務課・建設環境課〕

大規模災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保と輸送力の確保に関し、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前対策を確立する。

1 緊急交通路の確保

(1) 緊急輸送路の指定・整備

緊急輸送路の指定及び整備は、県が次のように実施する。

ア 「緊急交通路交通規制対象予定道路」を指定し、大規模災害時の総合交通規制について隣接県警察と協議のうえ、協定を締結する。

イ 「一次緊急輸送路」、「二次緊急輸送路」を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。

(2) 緊急交通路接続道路の確保

町は、警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県の指定する「緊急交通路交通規制対象予定道路」と物資輸送拠点、災害対策用ヘリポート、避難所等との接続道路を確保するため、県、警察署との連携のもと、適切な幅員の整備に努める。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。

(1) 拠点ヘリポート 権現山運動公園多目的グラウンド

(2) 物資輸送拠点 権現山運動公園多目的グラウンド

3 輸送体制の整備

(1) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておく。

(2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定し

ておくよう努める。

- (3) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

緊急通行車両の標章



- 備考**
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 障害物の処理体制の整備

- (1) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、体制を整備する。
- (2) 立科町建設業連合会と「災害時の応急措置に関する協定書」（資料2-9参照）に基づき、平常時から協議を行う。
- (3) 障害物の一時集積場所をあらかじめ定めておく。

第11節 避難の受入活動計画

〔総務課・町民課・建設環境課・教育委員会〕

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

1 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- (1) 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

2 避難計画の策定等

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

- (1) 高齢者等避難、避難指示を行う判断基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所開設の対象となる異常現象の種類
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- ア 給食措置
- イ 給水措置
- ウ 毛布、寝具等の支給
- エ 衣料、日用品の支給
- オ 負傷者に対する救急救護

(6) 指定避難所の管理に関する事項

- ア 避難収容中の秩序保持
- イ 避難住民に対する災害情報の伝達
- ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- ア 平常時における広報
 - (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (イ) 住民に対する巡回指導
 - (ウ) 防災訓練等
- イ 災害時における広報
 - (ア) 防災行政無線による周知
 - (イ) C A T Vによる周知
 - (ウ) たてしなびによる周知
 - (エ) 町ホームページ等による周知
 - (オ) 広報車による周知
 - (カ) 避難誘導員による現地広報
 - (キ) 住民組織を通じた広報

(8) 避難行動要支援者対策

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として定めた消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(9) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

(10) 安全確保措置に関する事項

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底

に努める。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

(11) 感染症対策

あらかじめ住民に対し、たてしなび、町ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。

3 避難場所の確保

(1) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定緊急避難場所、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、たてしなび、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料5-1のとおりである。

(2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(3) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

(4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。

(5) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

4 避難所の確保

(1) 指定避難所（資料5-1）については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想

定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (4) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (5) (4)の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (6) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (7) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (8) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (9) 避難所の感染症対策については、本編第2章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (10) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機

器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (11) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
また、要配慮者への適切な情報提供に努める。
- (12) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、紙おむつ、生理用品等の衛生用品、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
また、灯油、L P ガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- (13) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、指定避難所内的一般スペースでは生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- (14) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (15) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (16) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所T K B スタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の作成を検討する。
- (17) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (18) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (19) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。
- (20) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

5 避難路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の路線を確保すること。
- (3) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。

6 避難所等の周知徹底

指定避難所等を明示した表示板の整備を実施するとともに、これらの所在地及び避難路等を記載した防災マップを作成し、住民への配布等を積極的に行う。

7 要配慮者等

(1) 避難誘導体制の整備

ア 町は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生児童委員等と連携を綿密に行うよう努める。

イ 要配慮者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設けるか、必要に応じて福祉避難所へ二次避難させる体制を整える。

(2) 住民の予防対策

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア) 家の中でどこが一番安全か。

(イ) 救急医薬品や火気などの点検

(ウ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。

(エ) 避難場所、避難所及び避難路はどこにあるか。

(オ) 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。

(カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

(キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

8 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため町は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定確保する。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

9 学校等における避難計画

災害発生時、小学校、中学校、高等学校及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 防災計画の作成

ア 学校長等は、風水害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。

なお、この計画作成に当たっては町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ウ) 町、町教委、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法

- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (リ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長等が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適當か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

- ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。
- (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
- (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

10 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用

や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

- (1) 保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。
- (2) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (3) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

〔総務課〕

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間（孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

町は、食料を持ち出しできない者等を想定して必要量を定め、食料の備蓄を実施する。

また、町は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

1 食料等の備蓄・調達体制の整備

(1) 備蓄・調達目標の設定

町は、第1編第6節「地震被害想定」に示す被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、備蓄目標を設定する。

(2) 備蓄・調達品の内容

町は、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄・調達を行うとともに、必要に応じて更新する。

(3) 備蓄・調達体制の整備

ア 町は、備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、町による現物備蓄を行うとともに、町内流通業者等の在庫活用を図るなど、備蓄・調達体制を確立する。

イ 町は、備蓄に当たっては、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

ウ 町は、災害時に県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。

エ 町は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2）、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料2-11）等に基づく災害時の食料調達（支援要請）体制を整備する。

オ 町は、初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

カ 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

キ 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(4) 備蓄庫等の整備

町は、指定避難所となる学校の空教室について、備蓄が可能か研究するとともに、備蓄庫の整備について検討する。

2 家庭内備蓄の推進

- (1) 町は、住民に対して、防災訓練、広報等を通じ、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要又は調理が簡易なもの）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう指導する。
- (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄が行われるよう指導する。
- (3) 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努める。

3 食料等の供給体制の整備

- (1) 町は、食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）、調味料（味噌・塩）等についても確保するよう努める。
- (2) 町は、救援食料の集積場所（資料4-1）及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (3) 町は、炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

〔総務課〕

災害時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具（タオルケット、毛布、エアーベッド、段ボールベッド等）
- 衣類（下着、靴下、作業衣等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- 食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- 日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ、トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(必要量)

最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、町の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、町は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 備蓄・調達目標の設定

町は、県防災計画に基づき、次の被災者を想定し、備蓄・調達体制整備の目標とする。

○備蓄・調達目標：人口の5%相当（町人口約6,900人に対し約350人分）

(2) 備蓄・調達体制の整備

ア 町は、備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、町による現物備蓄を行うとともに、町内流通業者等の在庫活用を図るなど、備蓄・調達体制を確立する。

イ 町は、備蓄に当たっては、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

ウ 町は、災害時に県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。

エ 町は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2）、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料2-11）等に基づく災害時の物資調達（支援要請）体制を整備する。

2 家庭内備蓄の推進

町は、住民に対して、生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うよう指導する。

3 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 町は、災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。
- (2) 生活物資の集積場所及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (3) 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入れ体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

第15節 危険物施設等災害予防計画

〔総務課〕

大規模災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防

(1) 規制及び指導の強化

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- イ 既設の危険物施設（資料6-1参照）については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- ウ 化学実験室等を有する学校、企業など、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理徹底を指導する。
- エ 立入検査等の予防査察において、危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(2) 自主防災組織の整備促進

- ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
- イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する施設、民間業者等の実態の把握に努める。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

〔危険物施設を有する事業所等〕

(1) 消火薬剤等の資機材の整備をする。

- (2) 従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。
- (3) 災害発生時における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。
- (4) 危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。

2 その他危険物施設等災害予防

液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

第16節 ライフライン施設災害予防計画

〔産業振興課・建設環境課〕

上下水道等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

また、電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、関係機関と連携して、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 上水道施設の整備

(1) 施設の安全性の充実

- ア 老朽ビニール管及び老朽鉄管等の布設替を進める。
- イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、二系統水源及び受水二経路化を行い、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

(2) 危機管理マニュアルの作成及び訓練等の実施

- ア 次の事項について危機管理マニュアルを作成する。

- (ア) 指揮命令系統の確立
 - ・職員の非常招集
 - ・情報伝達の確保
 - ・班編成の強化
- (イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法
- (ウ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法
- (エ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法
- (オ) 応急復旧活動内容の周知方法
- (カ) 施設管理図面等の管理及び活用方法
- イ 実際の災害を想定した訓練等を実施する。

(3) 応急復旧応援受け入れ体制の整備

次の事項について、応急復旧応援受け入れ体制の整備を図る。

- ア 国、県及び関係機関等との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

2 下水道施設の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等についてあらかじめ定めておく。

イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との広域応援協定の締結、民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

(2) 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

(3) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。

また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。

(4) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できる体制を整備する。

そのため、必要に応じて、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

3 電力会社との連携

中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

4 電気通信事業者との連携

N T T 東日本㈱、N T T ドコモ、K D D I ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱との間ににおいて、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

第17節 災害広報計画

〔総務課〕

災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備等を行っておく必要がある。

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

- (1) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 現在活用しているCATVの施設の整備に努める。また、災害時に対応する予備電源を確保する。
- (3) レアラート（災害情報共有システム）、たてしなび、町ホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、被災者及び住民等に対して、地域に密着した各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (4) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- (5) NTT東日本㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第18節 土砂災害等の災害予防計画

〔総務課・産業振興課・建設環境課〕

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

1 危険箇所等の周知徹底等

町は、住民に対して、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、土砂災害警戒情報、その他注意事項を啓発するため、次のような措置を講ずる。

- (1) 土砂災害危険箇所及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。
- (2) 土砂災害を想定した防災訓練を実施する。
- (3) 土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わない。ただし、地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

2 山地災害危険地区対策

町内の山腹崩壊、崩壊土砂流出のおそれのある山地災害危険地区は資料10-7～9のとおりである。町は、毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3 土石流対策

町内の土石流危険渓流については、資料10-3に掲げるとおりである。

町は、住民に対して土石流危険渓流の周知を図るとともに、緊急時の警戒避難体制の整備・確立を図る。

4 急傾斜地崩壊防止対策

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は資料10-4のとおりである。

崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域については次の事項を実施する。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象予報、警報発令時の伝達、周知方法等について定める。
- (2) 避難立退き等に万全を期するため、指定緊急避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民

に徹底させる。

5 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - イ 劝告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (2) 土砂災害警戒区域については、次の措置を講ずる。
 - ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載したハザードマップ等を作成し、それらを住民に周知する。
 - イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

〔関係機関〕

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、町に緊急連絡ができるようにする。

6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

このため、町は、防災マップの配布や研修会等の機会を通じて、住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

第19節 建築物災害予防計画

〔全 課〕

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

1 建築物の風害対策

- (1) 公共建築物については、強風による屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて、改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (5) 建築物の所有者は、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため、定期的に点検をし、必要に応じて改修を行う。
- (6) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2 建築物の水害対策

- (1) 出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行う等指導する。
- (2) 町は、ハザードマップの作成・配布、各種広報活動の活用等により、町内の浸水想定区域の所在、水害の危険性及びその予防対策等について、住民への周知・啓発を図る。

3 文化財の風水害予防

教育委員会は、各種文化財（資料9－1参照）の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

〔所有者〕

- (1) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (2) 建造物内にある文化財の把握に努める。

第20節 ため池災害予防計画

〔産業振興課〕

町内には、多くのため池があるが（資料10-10参照）、洪水等により、万一、これらが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。

このため、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、必要に応じて防災工事等を実施する。

1 施設の管理等

- (1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は、県に報告する。
- (2) ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。
- (3) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
- (4) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

〔管理団体〕

- (1) ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに町に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。
- (2) ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、町に点検結果を報告する。

第21節 農林産物災害予防計画

〔産業振興課〕

風水害による農林関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜の斃死被害なども予想される。

これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農産物災害予防計画

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

〔住 民〕

農作物等災害対策指針に基づき、次の災害予防対策を実施する。

(1) 水 稲

ア 強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。

イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(2) 果 樹

ア 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

イ 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(3) 野菜及び花き

ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 風速30m／秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

エ 台風等豪雨襲来の前に、排水溝を設置し、冠水防止に努める。

2 林産物災害予防計画

立科町森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

〔中部森林管理局〕

国有林の地域別森林計画及び施業管理計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。

第22節 二次災害の予防計画

〔総務課・産業振興課・建設環境課〕

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

1 構造物に係る二次災害予防対策

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事務所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防対策については、佐久広域連合消防本部・消防団と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

町は、情報収集・流木除去体制に努める。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第24節 防災訓練計画

〔総務課〕

災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。

そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。町、県及び防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年1回以上、実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努める。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

1 防災訓練の種別及び実施時期

本町は、防災の日（9月1日）を挟む防災週間を中心に防災訓練を実施する。

下記の訓練については、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。

(1) 水防訓練

町内の円滑な水防活動の遂行を図るため、町は、県及び関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて、他の関連した訓練と併せて行う。

(3) 災害救助訓練

町は、救助と救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

町は、県及び信越地方非常無線通信協議会が実施している県内の市町村、関係機関等との感度交換訓練・通信訓練に毎年参加する。

(5) 避難訓練

町及び消防機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び

円滑化のため、災害のおそれのある地域内の居住者、滞在者、その他の者の協力を求め避難訓練を行う。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的実施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

町は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(9) 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

町は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施する。

また、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

〔住 民〕

住民は、町等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

〔事業所等〕

(1) 事業所等においても防災訓練を実施するとともに、町が実施する各種の訓練に積極的に参加するよう呼びかける。

(2) 本計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。

(1) 町等訓練の実施機関の実施計画

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- (イ) 学校、自主防災組織、民間企業、N P O ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に關係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。
- (ウ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- (エ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- (オ) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第25節 災害復旧・復興への備え

〔全 課〕

町は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、町が保管している公図等の写しの被災回避のための手段を講ずる。

3 り災証明書の発行体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第26節 自主防災組織等の育成に関する計画

〔総務課〕

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要なである。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増しているといえる。今後、より積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

1 地域住民等の自主防災組織の育成

町は、防災知識の普及・啓発活動と併せて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

2 活動環境の整備及び組織の活性化

- (1) 町は、消防防災施設整備費補助事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めいくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。
- (2) 町は、自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。
- (3) 町は、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができると体制づくりを進める。
- (4) 町は、自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

3 各防災組織相互の協調

- (1) 町は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るために、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 町は、地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織作りを推進する。

(3) 町は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第27節 企業防災に関する計画

〔総務課〕

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩等は周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水等による被害の拡大防止を図るために、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

- (1) 職員の住民向け講座等の啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (3) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

〔企業が実施する計画〕

- (1) 各企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定・運用に努める。
- (2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共

に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先との供給網の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力等地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- (6) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第28節 ボランティア活動の環境整備

〔町民課・(社会福祉協議会)・建設環境課〕

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関においても十分に対応できないことが予想される。

このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、N P O・N G O及び企業等の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。また、ボランティアが必要な活動を行えるよう、町、県、社会福祉協議会、N P O等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、ボランティアの所在、活動内容等を事前に把握しておく必要がある。

町は、社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 ボランティア活動の環境整備

- (1) 地域団体、N P O・ボランティア等と協力して、これらの活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、発災時の連携の方法について検討し、速やかな対応に努める。
- (2) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・N P O等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (3) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等について、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、連絡体制を構築する。また、災害廃棄物の分別・排出方法等について、地域住民やN P O・ボランティア等への広報・周知に努める。
- (4) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営について連携体制を整える。

また、町は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。特に町災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

3 ボランティア団体間の連携の強化

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携を図っていくことが必要である。

そのため、町及び町社会福祉協議会は、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等関係機関の指導と協力のもと、町及び町社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第29節 孤立防止対策計画

〔総務課・町民課・建設環境課〕

町は、災害時の孤立地域をあらかじめ予測し、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平常時から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

- (1) 防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、町と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (3) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。
- (4) NTT東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。なお、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 災害に強い道路網の整備

急しうんな地形を切り開いて道路が建設されている状況から、そのすべてについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。

- (1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。
- (2) う回道路としての町道、林道、農道の整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

- (1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- (2) 平常時の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (3) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

4 自主防災組織の育成

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範

囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、町内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者等の把握と、日頃の防災教育の推進を図る。

5 避難所の確保

孤立予想地区には、必ず1か所は避難所があるように指定をし、避難所を確保しておく。また、その施設の安全性の確保については、十分な対策を講ずる。

6 備 蓄

- (1) 避難所等への分散備蓄について配慮する。
- (2) 住民に対し、それぞれの家庭において平常時から最低1週間分の食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。
- (3) 旅館等宿泊施設及び観光施設の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。

第30節 災害対策基金等積立及び運用計画

〔総務課〕

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、その維持と的確な運用を図る。

第31節 風水害対策に関する調査研究及び観測

〔全 課〕

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

近年の高齢化等に伴う要配慮者の増加、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、町は各機関と連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等に協力し、総合的な風水害対策の実施を図る。

1 データの集積

- (1) 町は、国・県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、町域のデータの累積に努める。
- (2) 町は、テレメーターによる雨量観測の実施について検討するとともに、データの分析、活用方法等について研究する。
- (3) 町は、観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 町は、過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

2 防災アセスメント

町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

第32節 観光地の災害予防計画

〔総務課・産業振興課〕

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 町は、観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) 町は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 町は、災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 町は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 町は、観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

第33節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

〔総務課〕

町の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定める。

1 地区防災計画の策定

本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

〔住民及び事業所を有する事業者〕

町内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。